

令和 5 年 度

八代市議会建設環境委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- 1. 3月定例会付託案件 2
 - 1. 所管事務調査 4 1
-

令和 6 年 3 月 1 8 日（月曜日）

建設環境委員会会議録

令和6年3月18日 月曜日

午前10時00分開議

午後 2時29分開議（実時間189分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第1号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第12号（関係分）
1. 議案第4号・令和6年度八代市一般会計予算（関係分）
1. 議案第14号・令和6年度八代市下水道事業会計予算
1. 議案第30号・八代市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正について
1. 議案第31号・八代市景観条例の一部改正について
1. 議案第32号・八代市営住宅設置管理条例の一部改正について
1. 議案第33号・八代市空家等の適正な管理に関する条例の一部改正について
1. 議案第34号・八代市手数料条例の一部改正について
1. 所管事務調査
 - ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
 - ・生活環境に関する諸問題の調査

○本日の会議に出席した者

委員長	橋本幸一君
副委員長	友枝和也君
委員	田方芳信君
委員	橋本貴喜君
委員	堀徹男君
委員	山本幸廣君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

市民環境部長	嶋田和博君
市民環境部次長	岩崎伸一君
環境施設課長	竹下圭一郎君
循環社会推進課長	田中和彦君
建設部長	西竜一君
建設部総括審議員兼次長	野間卓志君
建設部次長	涌田直美君
都市整備課長	竹田圭志君
理事兼住宅課長	早木浩二君
住宅課長補佐兼市営住宅係長	村上修一君
住宅課空家対策係長	村上博隆君
建築指導課長	豊田浩市郎君
下水道総務課長	山本康博君
下水道建設課長	奥村勝己君
下水道建設課長補佐兼 水処理センター場長	西尾和純君
下水道建設課主幹兼計画係長	灰本孝志君
建設政策課長	深川洋光君
建設政策課主幹兼開発景観係長	今坂敦君

○記録担当書記

村上政資君

（午前10時00分 開会）

○委員長（橋本幸一君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから建設環境委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

なお、令和2年7月豪雨並びに企業誘致用地及び新八代駅周辺整備に関連する予算、事件、条例案等につきましては、特別委員会に付託となりますので、御承知おきます。

◎議案第１号・令和５年度八代市一般会計補正予算・第１２号（関係分）

○委員長（橋本幸一君） 最初に、予算議案の審査に入ります。

まず、議案第１号・令和５年度八代市一般会計補正予算・第１２号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、歳出の第４款・衛生費について、市民環境部から説明願います。

○市民環境部長（嶋田和博君） 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民環境部の嶋田でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、御案内ありました、議案第１号・令和５年度八代市一般会計補正予算・第１２号中、第４款・衛生費のうち市民環境部関係分につきまして、岩崎次長が御説明申し上げます。何卒よろしくお願いいたします。

○市民環境部次長（岩崎伸一君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民環境部の岩崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

失礼ですが、着座にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） どうぞ。

○市民環境部次長（岩崎伸一君） それでは、予算書の３ページを御覧ください。

款４・衛生費で、補正前の額２５億３０３７万５０００円に、補正額３２万１０００円を計上し、補正後の額を２５億３０６９万６０００円とするものです。

続きまして、説明書の１８ページを御覧ください。

款４・衛生費、項２・生活環境費、目５・塵芥処理費で３２万１０００円を補正し、補正後の額を１３億６２９７万６０００円とするものです。

内容につきましては、右側の説明欄にあります。

すごみ収集管理事業に係る費用でございます。これは、ごみ収集運搬業務委託業者に対し、燃料費の上昇に伴う補償を行うものでございます。

令和４年７月からの委託契約において、契約当初から比較し、ガソリン価格などの高騰により、毎月の燃料費が上昇したことに伴い、本年度の燃料費の上昇分を補償するため、必要な経費を補正するものでございます。

以上で、八代市一般会計補正予算・第１２号中、市民環境部関係分の説明を終わります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、以上で第４款・衛生費についてを終了します。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

（午前１０時０３分 小会）

（午前１０時０４分 本会）

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

次に、歳出の第７款・土木費及び第１０款・災害復旧費について、建設部から説明願います。

○建設部長（西 竜一君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設部長の西でございます。

本委員会に付託されました議案のうち、議案第１号・令和５年度八代市一般会計補正予算・第１２号の建設部所管分につきまして、野間総括審議員兼次長より説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○建設部総括審議員兼次長（野間卓志君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設部の野間でございます。よろしく願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○建設部総括審議員兼次長（野間卓志君） それでは、議案第1号・令和5年度八代市一般会計補正予算書・第12号をお願いいたします。

20ページをお開きいただき、上段の表を御覧ください。

款7・土木費、項4・港湾費、目2・港湾建設費は、補正額5839万円を増額補正し、3億662万9000円としております。

財源内訳につきましては、地方債が3860万円、一般財源が1979万円で、補正額の内訳は、節18・負担金補助及び交付金でございます。

内容は、表の右、説明欄に記載しております八代港県営事業負担金事業であり、これは、国と県が進めている港湾整備事業において、既協議分事業費の変更及び国の1次補正に伴い、本年度の港湾整備事業について、追加となる事業負担金を増額補正するものでございます。

続きまして、下の表を御覧ください。

款7・土木費、項5・都市計画費、目2・街路事業費は、補正額6320万円を増額補正し、2億8966万2000円としております。

財源内訳につきましては、国庫支出金が3160万円、地方債が3160万円でございます。

補正額の内訳は、西片西宮線道路整備事業として、節12・委託料を1010万円、節14・工事請負費を1340万円、節16・公有財産購入費を2217万円、節21・補償、補填及び賠償金を1753万円増額するものでございます。

別冊の委員会資料、議案第1号・建設部所管分の3ページを御覧ください。

都市計画道路西片西宮線道路整備事業は、上の図に示すとおり、南九州の主要な交通結節点である九州新幹線新八代駅と広域主要幹線道路の国道3号を結ぶ、全体延長1020メートル、幅員16メートルの道路整備事業でございます。

事業工区を3つに分割しており、北側起点部の1工区360メートルは平成20年度に着手し、平成29年4月に供用開始を行いました。2工区350メートル区間につきましては、平成29年度に着手し、去年の6月に、3工区への取付け部を残し供用開始を行っております。

現在、令和4年5月に着手しました3工区310メートルの整備を進めているところであり、国の1次補正により事業進捗が図られますことから、補正予算の増額をお願いするものでございます。

予算書の20ページにお戻りいただき、下段の目4・公園費を御覧ください。

目4・公園費は、補正額740万円を増額補正し、2億4968万円としております。

財源内訳につきましては、国庫支出金が370万円、地方債が370万円で、補正額の内訳は、節14・工事請負費を740万円増額するものでございます。

別冊の委員会資料、議案第1号・建設部所管分の4ページを御覧ください。

公園施設長寿命化対策支援事業で取り組む横手新町児童公園は、市役所から北へ約1.2キロメートルに位置する街区公園で、周囲には、学校、スーパー、郵便局などがあり、住環境が良く、一般住宅も多いことから、近隣住民レクリエーション及び憩いの場として活用されております。

そのような中、本公園の遊具施設は、設置から44年が経過し、全体的に劣化が進行してい

る状況となっておりますことから、国の1次補正に伴う公園施設の長寿命化対策として改築工事を行い、公園利用者が安全かつ快適に利用できるようにしたいと考えております。

このため、補正予算の増額をお願いするものでございます。

予算書にお戻りいただき、21ページの上段の表を御覧ください。

款10・災害復旧費、項2・公共土木施設災害復旧費、目1・道路橋梁施設災害復旧費は、補正額4600万円を増額補正し、9億7276万6000円としております。

補正額の財源内訳につきましては、国庫支出金が3068万2000円、地方債が1530万円、一般財源1万8000円で、補正額の内訳は、節14・工事請負費を4600万円増額するものでございます。

別冊の委員会資料、議案第1号・建設部所管分の5ページを御覧ください。

令和5年8月の台風6号により被災した市道五家荘・椎葉線について、12月に実施された国の災害査定により復旧が認められましたことから、約20メートル区間の路肩崩壊を復旧し、地域住民の通行の安全を確保するため、工事請負費4600万円を増額補正するものです。

以上、議案第1号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第12号のうち、本委員会に付託されました建設部所管分についての説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀 徹男君） 1点だけ、ちょっと質疑というかちょっと確認したいんですけど、西片西宮線とですね、今されているところで、工事の断面図とかを見ると3メートルの自転車と

歩行者道にやっぱり植樹帯1.5メートル設けてありますよね。どうしてもやっぱり植樹帯というのは、一旦造ってしまうと後の維持管理がずっと続いて大変だと思うんですけど、どうしてもこの植樹帯は当初の設計段階から盛り込んで、やっぱり工事に入れておかないといけないんですかね。

○都市整備課長（竹田圭志君） おはようございます。都市整備課、竹田です。よろしくお願いいたします。

委員御質問の植樹帯は必要かという御質問。（委員堀徹男君「必要かというか、はい」と呼ぶ）都市計画道路で整備を行っておりますので、道路構造令に基づいてですね、整備する必要がございます、植樹帯が必要ということになっております。

以上です。

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いいたします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第1号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第12号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

（午前10時14分 小会）

(午前10時15分 本会)

◎議案第4号・令和6年度八代市一般会計予算
(関係分)

○委員長(橋本幸一君) 本会に戻します。

次に、議案第4号・令和6年度八代市一般会計予算中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、歳出の第7款・土木費及び第10款・災害復旧費について、建設部から説明をお願いします。

○建設部長(西 竜一君) 建設部、西でございます。引き続きよろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

○委員長(橋本幸一君) どうぞ。

○建設部長(西 竜一君) それでは、議案第4号・令和6年度八代市一般会計予算中、建設部所管分の総括をまず申し上げます。

当初予算編成に当たりましては、当建設部のそれぞれの事業が市民生活に直結する社会基盤の整備で、市民の皆様が安全で快適に御利用いただくため、適切に維持管理を行うための予算と、安全性や利便性の向上、良好な住環境の創出のための整備に係る予算の確保に努めたところでございます。

結果としましては、厳しい財政状況の中ではありますが、先ほど御審議いただきました国の1次補正分と合わせまして、おおむね必要な予算が確保できたものと考えております。

それでは、当初予算における主なものを申し上げます。

まず、空き家対策関連でございますが、特に、解体されずに放置されている老朽危険空き家により、周辺の環境に悪影響を及ぼしている事案が複数見受けられ、苦情や相談も増加傾向にあります。

来年度も引き続き、老朽危険空き家については除却の促進、利活用可能な空き家について

は、空き家バンク事業を推進してまいります。

道路や河川、公園等の施設整備、維持管理につきましては、限られた予算の中で、万全を尽くしてまいります。特に道路につきましては、各校区からの要望も多く、道路維持事業及び市内一円道路改良事業につきましては、対前年度比約10%の増額を行っており、また、一部の工事については、債務負担行為を設定し、早期の効果発現を図るため、今年度内の早期発注を行います。

また、幹線道路である都市計画道路西片西宮線や、新八代停車場線からの東西アクセス道路などは、今後、進められる新八代駅周辺整備とも密接に関係することから、アクセスを強化する上でも最優先道路として事業の早期完成を目指します。

そのほか、新八代駅周辺整備に伴います大規模集客施設の立地に向け、都市計画の用途や都市計画マスタープランを見直すほか、今年度から2か年で進めております立地適正化計画の策定など、県南地域の拠点としてふさわしいまちづくりを推進していくため、その予算を計上しております。

なお、後ほど御審議いただきますが、企業会計の公共下水道事業では、総務省の要請に基づきまして、来年度より農業集落排水処理施設事業特別会計及び公共浄化槽等整備促進事業特別会計を企業会計へ移行し、効率的な事業運営を目的に下水道事業へ会計統合をいたします。

建設事業といたしましては、衛生処理センターの老朽化に伴い、令和8年度からし尿や浄化槽汚泥の共同処理に向け、浄化槽汚泥処理施設改造工事に着手いたします。また、未普及地域への管渠整備につきましても、普及率向上を図るため、継続して実施してまいります。

以上、予算の主なものを申し上げますが、燃油や資材の高騰、さらには、令和2年7月豪雨からの復旧工事など、発注件数の急激な

増加による労働力不足など、建設業界にとりまして非常に厳しい状況が続いており、業者数は減少傾向にあります。

このような状況は、今後も続くことが予想されますことから、発注者としては、年度末に竣工が集中している状況から、年度を通して発注工事の平準化を図りたいと考えております。そのためには、国の経済対策に伴う補正予算を積極的に確保し、先ほど説明しました、債務負担行為を活用しながら、早期発注を心がけてまいります。

以上、当初予算編成における総括とさせていただきます。

それでは、引き続き、一般会計当初予算の詳細については、涌田次長に、企業会計については、担当課長にそれぞれ説明いただきますので、よろしくお願いいたします。

○建設部次長（涌田直美君） 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設部の涌田でございます。よろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、着座にて説明をさせていただきます。

○委員長（橋本幸一君） どうぞ。

○建設部次長（涌田直美君） それでは、議案第4号・令和6年度八代市一般会計予算のうち、当委員会関係分の建設部所管分について説明をさせていただきます。

令和6年度八代市一般会計予算書をお願いいたします。

5ページをお願いいたします。

第1表・歳入歳出予算中、第7款・土木費の歳出分では、58億805万1000円を計上しております。対前年度比6億3780万7000円、12.3%の増でございます。

これは、市内一円道路改良事業や南部幹線などの街路事業及び災害公営住宅整備の増が主な要因でございます。

項1・土木管理費では、3億7797万4000円を計上しております。対前年度比522万5000円、1.4%の減でございます。

これは、負担金補助及び交付金など、建築総務費の減が主な要因でございます。

項2・道路橋梁費では、18億1571万円を計上しております。対前年度比3781万8000円、2.1%の増でございます。

これは、市内一円道路改良事業の増が主な要因でございます。

6ページをお開きください。

項3・河川費では、1億4889万7000円を計上しております。対前年度比4817万8000円、47.8%の増でございます。

これは、輪中堤内水対策整備事業（豪雨災害）の増が主な要因でございます。

項4・港湾費では、2億7795万5000円を計上しております。対前年度比1851万4000円、7.1%の増でございます。

これは、八代港県営事業の事業費増に伴う負担金増が主な要因でございます。

項5・都市計画費では、23億9552万5000円を計上しております。対前年度比9106万2000円、4%の増でございます。

これは、南部幹線道路整備事業費の増に伴う負担金増が主な要因でございます。

項6・住宅費では7億9199万円を計上しております。対前年度比4億4746万円、229.9%の増でございます。

これは、災害公営住宅整備事業の増が主な要因でございます。

ちょっと飛びまして、85ページをお開きください。

続きまして、目ごとの事業とその内容について説明をいたします。

説明につきましては、まず、予算計上額、次に、右側の説明欄の事業名を説明し、節内訳の中で、主なものについて御説明いたします。

なお、各目の節２・給料から節４・共済費までは、職員の人件費でございますので、説明は省略させていただきます。

それでは、項１・土木管理費、目１・土木総務費では、５２１４万１０００円を計上しております。

説明欄の公共用地取得・登記事務事業３２３万１０００円は、登記事務に従事する会計年度任用職員１名分の人件費などに要する費用でございます。

目２・建築総務費では、３億２５８３万３０００円を計上しております。説明欄の建築行政事業２５８万５０００円は、特定建築物定期報告業務委託や、年３回開催予定の建築審査会などに要する費用でございます。

老朽危険空き家等除却促進事業３６００万円は、老朽化して危険な状態で放置されている空き家の除却費用の一部を補助する費用６０件分でございます。

民間建築物耐震化促進事業６５２万４０００円は、民間建築物の耐震化を促進するため、耐震改修設計工事や耐震建て替え工事などを行う費用の一部を補助する費用で６件分や、２０件分の耐震診断士派遣業務委託などに要する費用でございます。

公共建築物営繕事業２４６２万円は、市民が安心して施設を利用できるように、市有建築物や設備の定期点検に要する費用などでございます。

空き家バンク事業７１１万４０００円は、空き家バンク登録物件の利活用を促進するため、売買や賃貸契約が成立した場合、残置された家財道具の撤去、リフォームなどの一部を補助する費用でございます。

アスベスト調査分析事業７５万円は、民間の既存建築物に施工されている吹きつけアスベストなどについて、専門業者による含有調査費用を補助する費用３件分でございます。

危険ブロック塀等除却促進事業１２０万円は、地震時のブロック塀等の倒壊による人身事故の防止及び避難経路の確保のため、危険なブロック塀の除却費用の一部を補助する費用６件分でございます。

空き家等対策事業２７５万６０００円は、空き家の所有者特定に係る業務に要する費用でございます。

吹付けアスベスト除去等事業２５０万円は、吹きつけアスベストの除去に要する費用の一部を補助する費用１件分でございます。

災害危険区域における水準点設置事業（豪雨災害）９２万につきましては、３月１２日の令和２年７月豪雨に関する特別委員会で承認いただいたところでございます。

節１２・委託料５６３万４０００円のうち、４７１万４０００円は、当委員会関係分で、戸建木造住宅耐震診断士派遣業務委託などに要する費用でございます。

節１８・負担金補助及び交付金５１９０万５０００円は、老朽危険空き家等除却促進事業など、各種の補助メニューに係る補助金でございます。

次のページ、８６ページを御覧ください。

項２・道路橋梁費、目１・道路橋梁総務費では、２億１３８１万１０００円を計上しております。

説明欄の道路橋梁総務一般事務事業３４７９万８０００円は、市道の管理全般に要する費用でございます。

節１２・委託料３１３０万９０００円は、道路台帳更新測量業務委託や用地調査業務委託に要する費用でございます。

目２・道路維持費では４億７７８８万５０００円を計上しております。

説明欄の交通安全施設整備事業３６０５万円は、カーブミラー、ガードレール及び街路灯や区画線など、市道の交通安全施設の設置及び補

修に要する費用でございます。

道路維持事業４億２６５７万２０００円は、舗装路面や道路構造物の維持補修及び街路樹の維持管理に要する費用でございます。

節１０・需用費６７６２万５０００円は、市内一円の道路側溝や舗装、交通安全施設などの修繕や街路灯などの電気代等に要する費用でございます。

節１２・委託料８１４５万円は、八代緑の回廊線や街路樹の管理業務委託及び道路パトロール業務委託、新八代駅関連施設管理業務委託などに要する費用でございます。

節１４・工事請負費３億９８５万６０００円は、カーブミラーやガードレールなどの交通安全施設設置工事や、大村町竹原町２号線など１２路線、約１．８キロメートルの舗装補修工事などに要する費用でございます。

節１５・原材料費１４６３万円は、地元施工による生コン舗装の材料や、路面の補修用の簡易アスファルト合材、カーブミラーなどの安全施設の部材購入費に要する費用でございます。

次ページを御覧ください。

目３・道路新設改良費では、９億８７３８万４０００円を計上しております。

説明欄の単県道路事業負担金事業５７０万円は、県道氷川八代線など３路線の改良工事や県道八代不知火線など２路線の側溝整備など、同事業に係る負担金でございます。

市内一円道路改良事業８億１１１９万１０００円は、市民生活に密着した市道の交通環境改善を図ることを目的として、計画的な拡幅改良やバリアフリー化などの推進に要する費用でございます。

節１２・委託料６８７８万円及び節１４・工事請負費６億６０００万円は、社会資本整備総合交付金事業や市単独事業で取り組む市道整備に必要な測量設計などの業務委託や工事に要する費用でございます。

節１６・公有財産購入費６１７７万５０００円、節２１・補償、補填及び賠償金１５２２万円は、道路整備に伴う用地購入、建物や立木補償及び工事に支障となる電柱移転補償などに要する費用でございます。

目４・橋梁維持費では１億２２６３万円を計上しております。

説明欄の市内一円橋梁維持管理事業３３万円は、橋梁の維持・管理に要する費用でございます。

橋梁長寿命化修繕事業１億２２３０万円は、市道にかかる橋梁の定期点検や補修工事に要する費用でございます。

節１２・委託料９８００万円は、３７１橋の橋梁定期点検業務委託及び本庁の永碇町１３号橋など８橋の補修設計業務委託に要する費用でございます。

節１４・工事請負費２４３０万円は、鏡町の市道内田旧県道線など２橋の補修工事に要する費用でございます。

目５・橋梁新設改良費では、１４００万円を計上しております。

説明欄の市内一円橋梁改修事業は、幅が狭く、通りづらい橋梁などの改修工事を行うものです。

節１４・工事請負費１３５０万円は、本庁の南平和６８号など３橋の橋梁改修工事に要する費用でございます。

次ページの項３・河川費、目１・河川費では、１億４８８９万７０００円を計上しております。

説明欄の二見川洪水対策施設維持管理事業１３５万２０００円は、南九州西回り自動車道・赤松トンネル建設時に発生した二見川の洪水対策として整備しました、揚水ポンプの運転経費及び施設の管理に要する費用でございます。

土砂災害危険住宅移転促進事業９００万円は、土砂災害特別警戒区域に居住する方の安全

な地域への移転を促進するため、移転を行う者に対して、費用の一部を補助するものでございます。

県河川海岸事業負担金事業１７００万円は、県により実施される、坂本町の大門瀬地区など３地区での急傾斜崩壊対策事業や日奈久新開町の明治新田海岸など２か所での海岸メンテナンス事業に係る負担金でございます。

市内一円河川改修事業６１３２万７０００円は、河川改修や除草など河川管理に要する費用でございます。

輪中堤内水対策事業６０２１万８０００円につきましては、３月１２日の令和２年７月豪雨に関する特別委員会で承認をいただいたところでございます。

節１０・需用費５８５万円は、河川護岸等の修繕料や二見川渇水対策用の揚水ポンプ等の電気料に要する費用でございます。

節１２・委託料７０４１万円のうち、１７１５万５０００円は当委員会関係分で、河川の除草、清掃業務委託、改修工事の測量設計業務委託に要する費用でございます。

節１４・工事請負費３９００万円は、日奈久大坪町の大坪川など６か所の河川改修に要する費用でございます。

節１８・負担金補助及び交付金２６４２万４０００円は、土砂災害危険住宅移転促進事業の補助金及び県河川海岸事業負担金が主なものでございます。

項４・港湾費、目１・港湾管理費では、５９８万５０００円を計上しております。

説明欄の港湾管理事業４８０万５０００円は、市が管理する日奈久港及び鏡港の港湾施設等の維持管理に要する費用でございます。

八代港振興事業１１８万円は、同事業に係る負担金でございます。

節１０・需用費１２３万４０００円は、日奈久港と鏡港の夜間照明灯の電気料や浮きフロー

ト交換等の修繕料などに要する費用でございます。

節１２・委託料３４５万９０００円は、日奈久港の航路標識の設置や高潮時のポンプによる排水対策による費用でございます。

節１８・負担金補助及び交付金１１８万円は、八代港振興事業に係る熊本県港湾協会、海上保安協会、日本港湾協会、港湾都市協議会への負担金でございます。

次ページを御覧ください。

目２・港湾建設費では２億７１９７万円を計上しております。

説明欄の八代港県営事業負担金事業２億円は、節１８・負担金補助及び交付金で、重要港湾と国際旅客船拠点形成港湾の指定を受けております八代港の国直轄事業や県営事業に係る負担金でございます。

次の港湾施設改修事業５７００万円は、節１４・工事請負費で、鏡港の泊地しゅんせつ工事などに要する費用でございます。

下段の項５・都市計画費、目１・都市計画総務費では、１５億９９０５万３０００円を計上しております。

説明欄の都市計画法関係事務事業２９１１万５０００円は、都市計画法に基づく土地利用等に関する業務を遂行するために要する費用で、都市計画マスタープランや都市計画用途地域の見直し、都市計画地形図の修正業務が主なものでございます。

景観形成支援事業７９万２０００円は、八代市景観条例及び八代市景観計画に基づき、良好な景観形成に対する支援を行うもので、景観審議会の運営や景観重点地区指定に伴うガイドラインの作成などに要する費用でございます。

立地適正化計画関係事務事業７６０万６０００円は、居住機能や都市機能の適切な誘導を図ることにより、持続可能でコンパクトなまちづくりを目指すための指針となる立地適正化計画

を策定するための費用で、令和５年度に引き続き、計画策定に要する費用を計上しております。

すまいの安全確保支援事業（豪雨災害）２７００万円は、令和２年７月豪雨により被災した坂本町における住居のかさ上げ等の安全対策や安全な地域への移転など、住まいの安全確保を支援する費用であり、３月１２日の令和２年７月豪雨に関する特別委員会で承認をいただいたところでございます。

公共インフラデジタルマップ事業２５６万１０００円は、市内の公共工事における道路規制状況や災害復旧状況を市のホームページやスマートフォンで情報を発信するＹｄマップの保守料や電子地図の利用料などに要する費用でございます。

また、下水道事業会計へ支出します企業会計繰出金に１４億２８００万円を計上しております。

節１２・委託料３６４７万６０００円は、都市計画地形図修正業務委託や立地適正化計画策定業務委託などに要する費用でございます。

節１３・使用料及び賃借料６２５万７０００円は、土木積算システムのリース代や公共インフラデジタルマップのシステム保守料などに要する費用でございます。

次ページの節１８・負担金補助及び交付金２８０７万１０００円は、令和２年７月豪雨災害関連として、住まいの安全確保に対する補助金が主なものでございます。

節２７・繰出金１４億２８００万円は、企業会計であります下水道事業への繰出金です。前年度比３８５０万円の増となっております。詳細につきましては、下水道事業会計で説明をいたします。

目２・街路事業費では、３億４８４３万５０００円を計上しております。

説明欄の南部幹線道路整備事業２億５００万

円は、前川を挟む県施工区間の用地買収や建物等移転補償及び橋梁下部工事、また、球磨川を挟む県施工区間の道路及び橋梁の詳細設計など、同事業に係る負担金でございます。

西片西宮線道路整備事業では、１億７００万円を計上しております。本事業は、昨年９月に２工区が完成し、引き続き、３工区の事業促進をするため、用地買収や建物等移転補償に努めているところでございます。

節１２・委託料２０９２万２０００円は、西片西宮線の建物調査業務委託や埋蔵文化財調査委託などに要する費用でございます。

節１８・負担金補助及び交付金２億５０３万円は、南部幹線県事業負担金が主なものでございます。

節２１・補償、補填及び賠償金８５３８万円は、西片西宮線の建物等移転補償に要する費用でございます。

目３・都市下水路費では、４１３９万９０００円を計上しております。

説明欄の雨水ポンプ場維持管理事業６１５万９０００円及び都市下水路維持管理事業２４０万７０００円は、日奈久浜町ポンプ場や宮地都市下水路などにおける維持管理に要する費用でございます。

樋門樋管操作管理事業６７４万円は、球磨川流域の堤防に設置されている樋門など、４５施設の管理に要する費用でございます。

市内一円都市下水路整備事業２１０２万２０００円は、用途区域内の排水路の改良及び維持管理に要する費用でございます。

節７・報償費６７８万１０００円は、球磨川流域に設置された樋門・樋管４５施設の操作員への報酬が主なものでございます。

節１０・需用費１２５１万６０００円は、市内一円の排水路の修繕や、日奈久浜町ポンプ場の燃料や光熱費などに要する費用でございます。

次ページの節１２・委託料５２２万１０００円と節１４・工事請負費１０７６万１０００円は、中片町排水路改良工事など５か所の工事や測量設計業務委託などに要する費用でございます。

目４・公園費では、２億２０４６万５０００円を計上しております。

説明欄の市内一円公園維持管理事業１億１１０９万１０００円は、市内１００公園の施設修繕や清掃等管理業務委託、樹木管理委託などに要する費用でございます。

市内一円公園施設整備事業１３１０万円は、市内一円の公園施設の改修に要する費用でございます。

公園施設長寿命化対策支援事業１６７０万円は、植柳児童公園など４公園の遊具改築工事に要する費用でございます。

都市公園安全・安心対策緊急支援事業４０００万円は、松高１号児童公園や植柳新町北児童公園のトイレ改築工事や八代城跡公園トイレ改築設計業務委託に要する費用でございます。

節１０・需用費１７４３万７０００円は、施設修繕や電気料、下水道使用料などが主なものでございます。

節１１・役務費４１４万５０００円は、公園管理手数料やトイレのくみ取りに要する費用でございます。

節１２・委託料８４４万４０００円は、公園の樹木管理や清掃業務委託に要する費用が主なものでございます。

節１３・使用料及び賃借料９７７万６０００円は、八代城跡公園などの土地使用料でございます。

節１４・工事請負費６２６０万円は、公園施設整備工事や長寿命化対策工事に要する費用でございます。

節１７・備品購入費２０４万８０００円は、乗用芝刈り機などの購入に要する費用でございます。

ます。

目５・区画整理費では、１億８６１７万３０００円を計上しております。

説明欄の八千把地区土地区画整理保留地販売促進事業は、民間の不動産業者の力を借りて、保留地の販売を促進するもので、１０４万２０００円を計上しております。

八千把地区土地区画整理事業基金事業は、保留地売却収入及び利子分を同基金に積み立てるもので、令和６年度は２５７９万４０００円を見込んでおります。

八代把地区土地区画整理事業１億２０８６万円は、区画の整地や区画道路の築造及び舗装などに要する費用でございます。

節７・報償費１０４万２０００円は、保留地紹介手数料でございます。

節１０・需用費１４３万２０００円は、消耗品及び公用車のガソリン代などが主なものでございます。

節１２・委託料８７０万５０００円は、画地測量や補償費再算定等の業務委託などに要する費用でございます。

次ページの、節１４・工事請負費１億１６４３万円は、保留地の整地工事や区画道路の築造及び舗装工事に要する費用でございます。

節２１・補償、補填及び賠償金４６０万円は、農業所得補償などの費用でございます。

節２４・積立金２５７９万４０００円は、事業基金への積立金でございます。

下段の項６・住宅費、目１・住宅管理費では、２億４６５４万４０００円を計上しております。

説明欄の公営住宅管理事業６８２２万２０００円は、老朽箇所の修繕及び給排水設備や浄化槽設備等の保守点検など、市営住宅の維持・管理に要する費用でございます。

公営住宅ストック総合改善事業１億３２７万１０００円は、流藻川団地の給水設備等の改修

に要する費用でございます。

公営住宅施設整備事業 2639万7000円は、流藻川団地の浴室改修など老朽化した設備の取替えや改修、また、入居から長期間を経過した入居者の畳張り替えなどに要する費用でございます。

節10・需用費 3381万7000円は、市営住宅の光熱費や施設・設備の修繕料が主なものでございます。

節11・役務費 257万円は、害虫駆除や高架水槽の清掃、飲料水の水質検査などの手数料が主なものでございます。

節12・委託料 3994万4000円は、市営住宅の各種設備の保守点検委託、施設清掃委託、施設改修工事に伴う設計業務委託などに要する費用でございます。

次ページの節14・工事請負費 1億786万5000円は、流藻川団地の給水設備等改修工事や、郷開団地屋上防水・外壁改修工事、古城町団地解体工事に要する費用でございます。

節17・備品購入費 683万9000円は、植柳上町第一団地の電気温水器購入などに要する費用が主なものでございます。

目2・住宅用地造成費 3万7000円を計上しております。

説明欄の宅地分譲貸付事業は、定住促進のために造成した宅地分譲地の販売及び貸付けを行うものでございます。

目3・住宅建設費は、説明欄記載の災害公営住宅整備事業（豪雨災害）であり、3月12日の令和2年7月豪雨に関する特別委員会で承認いただいたところでございます。

少し飛びまして、108ページをお願いいたします。

款10・災害復旧費、項2・公共土木施設災害復旧費、目1・道路橋梁施設災害復旧費 2億1012万円のうち、右側の説明欄に記載しております道路橋梁施設災害復旧事業 302万円

が当委員会関係分でございます。

これは、令和4年の台風14号により被災した、泉町の市道八八重～四方田線を復旧するための地滑り調査業務委託で、節12・委託料 302万円を計上しております。

最後に、配付しております資料の説明をさせていただきます。

右肩に委員会資料、令和6年3月18日、建設環境委員会、議案第4号、建設部と記載しております、令和6年度八代市一般会計予算（建設部所管分）です。よろしいでしょうか。

表紙をおめくりいただきたいと思います。

この資料は、令和6年度に市内一円で実施する主な事業箇所を示した位置図でございます。

左上の凡例にありますとおり、市内一円道路改良事業を茶色で、市内一円河川改修事業を青色で、港湾施設改修事業を黄色で、西片西宮線及び南部幹線道路整備事業を黒色で、市内一円公園施設整備事業を緑色で、公営住宅ストック総合改善事業を紫色で表示しております。

以上で、令和6年度八代市一般会計予算の説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀 徹男君） 公営住宅ストック総合改善事業について1点伺いたいのは、新規で政策空き家からの住み替えに伴う移転手数料ということで、53万7000円上がってますけど、どのような事業の成果を目的とされて、新しく取り組まれるのかなという点について。

○理事兼住宅課長（早木浩二君） 住宅課の早木でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま堀委員のですね、お尋ねの件でございますが、市営住宅の中にはですね、木造の住宅の中で、非常に耐久——耐用年数をですね、既に経過をしております、非常に老朽化が進

んでおる物件が多数ございます。それらの方々の生命、財産を守るといいますか、地震やですね、風水害等からそういった皆様の財産等を守る目的で、それら老朽化している木造の市営住宅から新しいといえますか、比較的新しい市営住宅のほうにですね、移転をしていただく、住み替えをしていただくというための移転手数料の支払い等に用いるものでございます。

○委員（堀 徹男君） 件数とかを聞きたいんですけど。

老朽化した木造住宅だけが今のところこの事業の対象であるのかというのと、件数ですよ、何件ぐらい1件——53万7000円ですから、引っ越し代なのかなあというふうに思うんですけど、何件ぐらい想定されているんですかね。

○理事兼住宅課長（早木浩二君） 数としては、政策空き家としておりますのは、8団地、約30件でございます。

以上です。

○委員（堀 徹男君） 今回の予算の53万7000円という範囲で想定されている件数というのは何件ですか。

○理事兼住宅課長（早木浩二君） 失礼いたしました。

その中の、30件の中です、令和6年度分としては、3件分予定をしております。

以上でございます。（委員堀徹男君「分かりました」と呼ぶ）

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（山本幸廣君） なければよろしいですか。91ページをめくっていただければ、土木費の目の公園費の中です、比較をすれば2100万円ぐらい三角なんです、私、予算については、もう大変努力をされたということで評価をしたいと思います、新しい公園整備というのを考えておられるのか、おられないのか、そこ辺りをひとつ伺いをいたします。

○都市整備課長（竹田圭志君） 都市整備課、竹田です。よろしくお願いします。

新しい公園の整備を予定しているかというお問合せですけど、今予定あるのが区画整理地内にある公園用地が2か所ございまして、その予定は、区画整理の事業の進捗を見てから整備に取りかかろうと思っておりますが、そのほかの公園についてはですね、今のところ予定はございません。今、維持管理のほうをですね、取り組んでいるところでございます。

以上です。

○委員（山本幸廣君） 今、区画整理内ということでの新しい公園づくりというのを整備をしたいということで、その91ページ——今、答弁がありましたように91ページですね、下の区画整理費のところ、区画整理地内で2か所ということの新しい公園の計画をしたいということで、それはそれでよしといたしますが、私がなぜこの公園費の中で質問をするかというのは、干拓地域ですね、昭和から郡築から金剛、特に金剛というところは、公園がないんですよ。先日も、市長ともちょっとばかりお話をしたんですけども、そういう干拓地には児童公園もないし、適正なその防災公園もないしという状況の中で、計画がないということでお伺いしましたので、要望になるわけですけどもですね、そこら辺りの現実を知りましたので、この今回の予算についてはですね、御理解したいと思いますけども、そういうことで後から要望でいいですけどもですね、そういうことで計画をしてほしいという気持ちを酌んでいただければと思います。

○委員長（橋本幸一君） 意見としてですね。

○委員（山本幸廣君） ええ。はい。

○都市整備課長（竹田圭志君） すいません、先ほど区画整理地内で2か所と申しましたが、3か所ございます。訂正いたします。すいません。

○委員（山本幸廣君）　そこで91ページの区画整理費のところなんですけども、予算については賛成をいたしますけども、この区画整理費の総事業、今までにかかった事業費はどれくらいですか。分からなければ後から資料でも結構ですけんでから。

○都市整備課長（竹田圭志君）　区画整理の事業費につきましては、全体事業費が5億7,440万円となっております、令和5年度末の執行見込みでございますが、4億9,521.2万円となっております。

○委員長（橋本幸一君）　よろしいですか。

○委員（山本幸廣君）　最終年度というか完成の最終年度は大体何年ぐらいですか。

○都市整備課長（竹田圭志君）　現在の計画でいきますと、令和10年度を予定しております。

○委員長（橋本幸一君）　よろしいですか。

○委員（山本幸廣君）　はい、よろしいです。

○委員長（橋本幸一君）　ほかに。

○委員（堀　徹男君）　老朽危険空き家等除却促進事業とですね、危険ブロック塀等除却促進事業なんですけど、それぞれ予算が上げられている分は、大体毎年これぐらいの実績に基づいてということとされているのかなと思うんですけど、現状でやっぱりいかがですかね、市民の方からのリクエストが、これぐらいの数は毎年上がっているのかなという。

○理事兼住宅課長（早木浩二君）　老朽危険空き家等除却促進事業についてでございますけれども、令和に入りましてからですね、大体100件か、110件ぐらいの申込みがっております。令和5年度が同じく100件程度ですね、申込みがっておりますが、その中で、老朽危険、この事業を用いましてですね、除却を進めたものが令和元年で45件、それから令和2年で48件、3年が63件、4年が62件、令和5年度が2月末で57件というようなこと

になっております。

確かにですね、数字から見ますと、増えておるといような感じでございますけども、確かに市民の方からはですね、この事業を使ってですね、解体をされるということで、非常にこの補助金の事業の趣旨としてはですね、御活用なられているのかなというふうに思います。

最近はですね、非常に物価高騰等で、解体費用が少し高くなっております。この補助金が大体60万ということで、上限が60万ということで、大体125万円のですね、解体費用、総額で大体上限に達するということになります。大体125万といいますと、小さな2DKか、2LDKかぐらいの住宅の除却ということになりますので、その辺をですね、補助金の額を増やしてほしいというような要望があつておるところでございます。

件数については、令和6年度も60件をですね、めどに予算計上しているところでございます。

以上でございます。（委員堀徹男君「ありがとうございました」と呼ぶ）

○委員長（橋本幸一君）　ほかにございませんか。

○委員（堀　徹男君）　危険ブロックは。

○建築指導課長（豊田浩市郎君）　建築指導課の豊田でございます。

危険ブロック塀等除却促進事業なんですけど、大体去年の実績が4件ありました。今年度は一応6件分を計上しております。

内訳としましては、6件分が大体上限で、1件当たり20万の6件ということで要求しております。

大体例年四、五件程度の要求がっております。

以上です。（委員堀徹男君「はい、分かりました」と呼ぶ）

○委員長（橋本幸一君）　よろしいですか。

○委員（山本幸廣君） 関連でですね、一番大事なのはですね、現場によくいるんですよ。これは建築の総務費の中ですよ、今の関連ですから。

解体をですね、一時してから一時解体をしない、除去しない件数というのはたくさんあると思うんですね。現実には私の町内で、もう一応市からも何回も催促されて、予算の計上もされたと思うんですけども、そのままの状態ですね、少し解体したんですけども、何回も言っても解体しない。財政的な問題もあるわけですよ。ですから、なるだけなんですよ、これ日奈久もいっぱいあります。私、委員会で以前この質問をした経緯があるんですけども、金剛のところの本当の都市計画道路、県道のところですね、この前解体をしていただきました。下川さんというところなんですけどね。本当に市のやっぱり努力によって、あのような解体がですね、できたということは町の方も大変喜んでおります。日奈久をこの前ずっと見たとき、日奈久はもうそのままの状態です。日奈久は数、ずっといっぱいありますけども。費用、財源的に厳しいというところがあるものですから、その対応というのは、市はどのように考えておられますか。それに対する対応というのは。

○委員長（橋本幸一君） 山本委員、固有名詞はできるだけ。

○委員（山本幸廣君） 分かりました。

○理事兼住宅課長（早木浩二君） この空き家となっておる家屋のですね、その中でも老朽化が進んでおって危険なものについては、やはり、所有者のほうでですね、もしくは相続関係人の方で除却をしていただきたい、解体を進めていただきたいというのが大前提、基本というふうに考えております。

その中でですね、所有者が特定できない、あるいは相続関係が整わないというようなものについてはですね、相続財産清算人制度等を用い

てですね、裁判所が定めます代理人ですね、代理人で、これを法的な手続を進めていくと、こういう方法などを用いて、やっていきたいというふうに考えております。

程度の良い空き屋等についてはですね、空き家バンクなどを利用させていただきたいというふうに考えておるところです。

以上でございます。

○委員（山本幸廣君） ありがたいです。ぜひともですね、それは励行していただきたいと思えますけども、危険空き家という申請を自らされるという、住民から自らされる、それとも市からその危険空き家というのを調査される、そこ辺りの比率はどうなんですか。

○理事兼住宅課長（早木浩二君） 所有者等の特定についてはですね、私ども空き家対策係のほうでですね、住民票、戸籍等を調べまして、特定をいたしております。

家系図等を作ってですね、所有者から子供さん、それから、孫さん、それから、ひ孫さんですかね、そういうところまで関係人となり得るような方の追跡は行っているところでございます。それでもなお分からない部分についてはですね、司法書士、それから、宅建協会あたりをお願いをしてですね、調査を進めていただいているというところでございます。

以上です。

○委員（山本幸廣君） うちはですね、町内ではですね、課長、町内長さん、市政協力員さんでうちは空き家に、危険空き家というのをですね、調査をしていただいたんです。それで、町内長からですね、市のほうに連絡をするという、その方法を取っているんですけども、よそのほうも、よその町内もそういうことやってるんかな。

○理事兼住宅課長（早木浩二君） おっしゃいますとおりですね、市政協力員さん等、町内長さん等からですね、苦情というような形でです

ね、相談が上がっております。

でも、ほとんどがですね、雑草の繁茂であったりですね、樹木が伸びて越境しておるとか、そういう内容がほとんどでございまして、もう住戸がですね、倒壊して非常に危険であるというようなものについては、最近はそういう御相談のほうは減ってきております。

以上です。

○委員（山本幸廣君） 結論から言えば、この予算の補助の補助率を上げていただきたいというのが私のお願いなんです。そして、今ちょうどこの前も鹿児島で地震が起きました。なるだけならば短期間でですね、ある程度短期間でやるようなですね、私はそういう予算計上してほしいなというふうに思いますので、そこら辺りは答えてもらわんばもらわんでいいんですけども、答えてください。

○理事兼住宅課長（早木浩二君） この老朽危険等空き屋等除却促進事業については、国からの補助もございまして、国が2分の1出すと。あと残りの2分の1は、市のほうでですね、負担をするということになっております。

確かに先ほど言いましたように、上限が60万ということで、この物価が上がっておる中でですね、とてもこうできないといういうようなことで辞退される方も増えておりますので、その辺のところはですね、今後、補助金をどうするかと。増額をしていくのかということについては、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。（委員山本幸廣君「結構ですが」と呼ぶ）

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（堀 徹男君） 全般的なことになるんですけど、今、お答えにあったようなですね、解体に至ったりとかすることもある、含めてですよ、土地の所有者とかですね、建物の所有者の登記が今度の4月の1日から義務化されると

ということですね、今、非常に市の建設部で所管されている仕事の中では一番該当してくるんじゃないかなあというふうに想像しているんですけど、現況はやっぱり今おっしゃったように登記が複雑で、持ち主が特定できなくて、事業の進捗に制約かかっているというようなことですね、改善されるのかなというふうに期待はしているんですけど、現状とその展望について、部長いかがですか。

○建設部長（西 竜一君） 今回ですね、法の義務でですね、相続人がきちんと相続をなさーいというようなものはあります。

それと、昨年度ですかね、この空き家関係のですね、法律も変わしまして、かなり相続関係人さんがですね、やらなくてはいけないという義務がですね、かなり強くなっておりますので、今後その相続のほうをしなくちゃいけないという4月1日からのですね、4月からの法の改正というのは、その何ですかね、特定をする、——老朽危険空き家を所有する方を特定するという意味ではですね、かなりいい政策になってくるのかなと思いますので、こちらとしてもですね、時間をかけて、相続人を探すという手間が大きく省けるということになるかなというふうには考えておりますので、比較的進むのではないかなという気持ちはございます。

以上でございます。（委員堀徹男君「ありがとうございました」と呼ぶ）

○委員長（橋本幸一君） いいですか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（橋本貴喜君） 物価高騰分で10%の増加を見込んであるということなんですけども、これ実際現状は——令和5年度ですかね、あたりで何%増加して、令和6年度で10%見込んであるという認識でよろしいですか。

○建設部長（西 竜一君） 私が総括で申し上げました、道路維持事業と市内一円道路、道路

関係の予算ということですか。

これは令和5年度の予算に対しまして、令和6年度の計上額がトータルで約10%ですけど、増になりますということで考えています。

それだけちょっと道路関係を重点的にというような部分が若干考えておるところでございます。

よろしいでしょうか。

○委員（橋本貴喜君） すみません、ちょっと質問が悪い。現状上がっている金額、要は工事費として、昨年よりも上がってきていると思うんです。物価高騰してですね。

その上がってきたのの実際の数値というのは把握されていますか。今、何%ぐらい工事費として上がっているのかと。それとの比較で10%あれば現状と同じ工事ができるという試算で10%増を出されているという認識でいいですか。

○委員長（橋本幸一君） その10%上げられた根拠が何かということですか。要は。

○委員（橋本貴喜君） そうです。

○委員長（橋本幸一君） 前年対比の10%を上げたのは、どういう根拠で上げられたのか。物価高騰で上げられたのか、その辺の含みですか。

よろしいです、大体分かりましたか。

○建設部長（西 竜一君） はい、分かりました。

もちろん物価高騰とかですね、分で計上をなくちゃいけないと。1件当たりの工事費というのが若干増えますので、それは考えておりますが、基本的にはそれとは別にですね、道路関係についてはですね、地域要望も多く、市民の皆様からですね、期待をされているということもありますので、その分を上乗せしたということも当然ございます。

以上でございます。

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。

○委員（橋本貴喜君） 1割こう上げましたで、物価高騰が1割ありましたってなると結局変わらなくなってしまうので、ちょっとそこら辺をどのようになっているのかというのをちょっと確認したかったところです。

それ以上に見て1割上げられているということを確認できたので、ありがとうございます。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） ないようですので、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いいたします。

○委員（山本幸廣君） 総括なんですけども、意見というか、意見にはならないと思うんですけども、本当に中村市長の予算編成について、と同時に財務部長から予算編成について、その方針を示され、そしてまた、各部でですね、一生懸命努力をされて、中でですね、今、西部長が言われた優先順位というのがですね、やっぱし、これはもう社会生活の中でもですね、一番大事だと思いますので、その優先順位をされたということですね、その道路維持と道路関係については10%ということで理解をするわけではありますが、本当にこの財政の厳しい中でですね、財務部長があれだけの指摘というか、こういうことをしなさいよと。ゼロベースでいくということで、ビルドアンドということを掲げておられたんですけども、部長として、担当部として、7年度の予算編成ですね、今回の予算、予算を6年度の予算を見る中で、7年度に向けてはどのような、やはり10%、20%増やさないかんだろうというふうなお気持ちであるのか、そこら辺りをちょっとお聞かせいただければと思います。

○委員長（橋本幸一君） 今は意見です。

○委員（山本幸廣君） もうよかです。

○委員長（橋本幸一君） 意見ですから、そこは。

○委員（山本幸廣君） よか。はい。じゃあまあそういうことです。

○都市整備課長（竹田圭志君） すみません、先ほど山本委員から区画整理の執行状況のお尋ねありまして、ちょっと数字のほうが間違えておりまして、令和5年度末の執行見込みなんですけど、49億5212万円となっております。見込みのほうは。すいません、訂正いたします。

○委員長（橋本幸一君） ほかに意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で、なければ以上で第7款・土木費及び第10款・災害復旧費についてを終了いたします。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

（午前11時17分 小会）

（午前11時19分 本会）

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

次に、歳出の第4款・衛生費について、市民環境部から説明願います。

○市民環境部長（嶋田和博君） 市民環境部、嶋田でございます。よろしく申し上げます。

議案第4号・令和6年度八代市一般会計予算のうち、当委員会所管の衛生費中、市民環境部が所管します当初予算につきまして、総括を述べさせていただきます。

着座にて失礼いたします。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○市民環境部長（嶋田和博君） まずは予算書の13ページをお開きいただきたいと思います。

款4・衛生費でございます。この衛生費には市民環境部所管分のほか、健康福祉部及び建設部の所管分が含まれております。

令和6年度予算額は49億8307万3000円で、そのうち、健康福祉部所管分を除く

と、31億9525万7000円となっております。令和5年度と比較しますと5億9669万1000円、約23%の増となっております。

増額の主な要因ですが、清掃センター解体事業、衛生処理センター解体事業などによるものでございます。

それでは、令和6年度の環境施策に関する主な取組として、3点ほど説明をさせていただきます。

1点目は、環境関連施設の整備についてでございます。

平成30年度に閉鎖しました八代市清掃センターにつきましては、令和5年度から解体工事に着手しており、令和6年度末の完了を目指し、引き続き工事の進捗を図ってまいります。

また、供用開始から63年目となります八代市衛生処理センターにつきましては、浄化槽汚泥処理施設で、し尿と汚泥を受け入れ、水処理センターで最終処理する共同処理の準備を進めております。これと並行して、令和5年度には八代市衛生処理センター解体工事の実施設計を行っており、令和6年度には解体工事に着手し、工事期間は令和7年度までの2年間で予定しております。

2点目は、環境保全対策についてでございます。

令和4年2月のゼロカーボンシティ宣言を踏まえ、昨年11月に市全体の二酸化炭素排出量の削減を図ることなどを目的として、ゼロカーボンやつしろ推進計画の策定をいたしました。

また、ゼロカーボンシティの実現には、再生可能エネルギーに関する専門的知見や導入実績のある企業との連携が不可欠という認識の下、昨年9月に九州電力株式会社、NTTアノードエナジー株式会社、及び三菱商事株式会社とカーボンニュートラルの早期実現に向けた取組に関する連携協定を締結し、今年1月には合同会

社DMMドットコムとEV充電インフラ整備等に関する連携協定を締結しております。

令和6年度には、ゼロカーボンやつしろ推進計画における重点プロジェクトを具現化するため、モデル地域における脱炭素化の検討や地域新電力の実現可能性調査などを行う地域脱炭素化推進業務委託を実施するとともに、総務省の企業人材派遣制度である地域活性化起業人制度を活用し、三菱商事株式会社から電力・エネルギー分野に精通された方を受け入れ、再生可能エネルギーの導入などの取組を推進してまいります。

ほかにも、環境部門の組織再編として、脱炭素関係業務をはじめとした環境政策の推進体制の充実・強化を図るため、環境課にゼロカーボン推進係を新設いたします。

また、各家庭における再生可能エネルギーの普及、及び利用促進を図るため、引き続き、住宅用太陽光発電システムや蓄電池の設置に対する支援を行ってまいります。

最後に3点目、環境センターエコエイトやつしろについてですが、環境センターは平成30年10月の本格稼働以来、安定したごみ処理を行っております。そのような中、平成11年度に供用開始された八代生活環境事務組合のクリーンセンターの焼却施設が本年度末をもって閉鎖されることとなったため、氷川町からの申入れを受け、協議・検討を行い、令和5年7月に合意事項を本委員会へ御報告し、同年9月定例会にて、八代生活環境事務組合の共同処理する事務の変更に伴う組合規約の一部変更、及び焼却処理に関する事務の委託について、同文議決をいただいたところでございます。

その後、環境センターのシステム改修や氷川町の収集運搬業者に対する説明会を実施するなど、本年4月からの氷川町の可燃ごみ受入れに向けた万全の準備を進めているところでございます。

また、エコエイトやつしろを活用した環境学習につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、申込者が減少傾向にございましたが、令和4年度から回復を見せ、本年度は前年度より200人ほど多い約1500人と見込んでおります。

今後とも、施設の安定稼働に努めながら、ごみの適正処理はもとより、環境学習の拠点として、より多くの市民の皆様にご利用いただけるよう努めてまいります。

以上でございますが、今後も市議会をはじめ、市民の皆様の御意見をお聞きしながら環境に優しいまちづくりを目指し、事業の着実な遂行に努めてまいります。

各事業の内容につきましては、岩崎次長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○市民環境部次長（岩崎伸一君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民環境部の岩崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

すいません、着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第4号・令和6年度八代市一般会計予算中、本委員会に付託されました第4款・衛生費のうち、市民環境部が所管します歳出予算について、予算書の目ごとに順次説明させていただきます。

なお、建設部所管の歳出予算が一部ございますが、併せて説明させていただきたいと思っております。

予算書71ページを御覧ください。

款4・衛生費、項1・保健衛生費、目3・斎場管理費でございます。7826万6000円を計上し、前年度より502万5000円の減額となっております。これは市斎場施設の延命化を図りながら、部分修繕を行うため、斎場施設整備事業の工事請負費が減少したことが主な

理由でございます。

右端の説明欄を御覧ください。

斎場管理運営事業及び、2つ下の斎場施設整備事業ですが、松崎町にあります市斎場は、安全面、衛生面に配慮した適切な管理運営を行い、施設の老朽化対策として定期的な修繕などを実施するものでございます。

生活環境事務組合負担金事業（火葬場）は、東陽町にあります八代生活環境事務組合斎場の維持管理に充てる本市負担金と相互利用協定に基づいて、市民が八代生活環境事務組合斎場を利用した際、管内・外の差額を負担する斎場相互利用負担金を計上いたしております。

次に、節ごとに内容を説明いたしますが、主に金額が大きいものについて述べさせていただきます。

節10・需用費1300万7000円は、施設設備修繕料1036万7000円、電気料などの光熱水費257万2000円が主なものでございます。

節12・委託料3295万6000円は、市斎場の運転管理業務委託3087万3000円、場内の樹木剪定業務委託91万2000円が主なものでございます。

節14・工事請負費326万7000円は、使用していない管理人住居の解体工事に要する費用でございます。

節18・負担金補助及び交付金2892万4000円は、八代生活環境事務組合負担金2419万5000円、斎場相互利用負担金472万9000円でございます。

次に、特定財源の御説明をいたします。

その他の特定財源859万円は、市斎場使用料835万2000円、氷川町からの斎場相互利用負担金18万7000円が主なものでございます。

続きまして、目4・狂犬病対策費でございます。914万4000円を計上し、前年度より

340万1000円の増額となっております。これは、狂犬病予防集合注射業務委託として、本庁管内分280万円を新たに計上し、会計年度任用職員の報酬など68万4000円を増額したことが主な理由でございます。

狂犬病予防対策事業は、狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射の事務に要する費用でございます。

節1・報酬及び節3・職員手当等、続きまして、72ページを御覧ください。

前ページから続きまして、節4・共済費までは、会計年度任用職員1名の人件費でございます。

節10・需用費70万3000円は、犬の登録の際、飼い主に渡す登録鑑札や狂犬病予防注射を行ったことを証明する注射済票の購入費が主なものでございます。

節11・役務費68万9000円は、狂犬病予防注射を飼い主に通知する郵便料でございます。

節12・委託料516万8000円は、狂犬病予防集合注射業務委託420万円、犬の登録及び狂犬病予防注射に関する手続について、八代地域の動物病院に事務代行を委託する費用96万8000円でございます。

その他特定財源657万6000円は、集合注射において、飼い主から徴収する自己負担分420万円、犬の登録鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付手数料収入237万6000円でございます。

続きまして、項2・生活環境費、目1・生活環境総務費でございます。2億6766万1000円を計上し、前年度より1937万7000円の減額となっております。これは、公共浄化槽事業が下水道事業と会計統合したことにより、特別会計繰出金事業が土木費の都市計画総務費繰出金に移行したことによる減額が主な理由でございます。

生活環境総務費は、職員３０名分の人件費及び建設部が予算執行いたします、小型合併処理浄化槽設置整備事業に要する経費でございます。

節２・給料から節４・共済費までは職員３０名分の人件費でございます。

節１８・負担金補助及び交付金５８６８万５０００円は、小型合併処理浄化槽の通常分１４５基が主なものでございます。

なお、特定財源２５４３万２０００円は、小型合併処理浄化槽設置整備事業に伴います国、県からの補助金でございます。

続きまして、目２・環境保全対策費でございます。４２７１万９０００円を計上し、前年度より１４７１万４０００円の増額となっております。

これは、地球温暖化対策推進事業において地域脱炭素化推進業務委託１０００万円、地域活性化起業人制度負担金５６０万円を新たに計上したことが主な理由でございます。

環境保全対策費では、説明欄にございます自然環境の状況に応じた保全対策を行う自然環境保全推進事業、環境保全行動を促進するため、自然観察会や出前講座等を実施する環境学習推進事業、環境基本計画に掲げる事業の推進や、環境保全活動に関する取組を進める環境パートナーシップ推進事業、公害の未然防止と環境負荷の低減に向けた施策を推進し、悪臭調査や九州新幹線鉄道の騒音・振動調査などを行う環境保全対策事業、地下水を保全し、継続的な利用を図るため、塩水化調査や有害物質モニタリング調査などを行う地下水保全対策事業、地球温暖化問題への対応として、家庭における再生可能エネルギーの普及や、温室効果ガスの排出量削減を図るため、住宅用太陽光発電システムや蓄電池の設置補助などを行う地球温暖化対策推進事業を実施するものでございます。

節１２・委託料１３８２万３０００円は、ゼ

ロカーボンシティの実現に向け、地域の脱炭素化の検討及び地域新電力の実現可能性などについて調査を行う地域脱炭素化推進業務委託１０００万円、九州新幹線鉄道騒音・振動調査業務委託１７３万８０００円が主なものでございます。

節１８・負担金補助及び交付金２７８４万円は、住宅用太陽光発電システム等設置費補助金としまして、太陽光発電システムや蓄電池、計２００基分の補助金２２００万円、また、総務省の企業人材派遣制度に基づき、民間企業から電力・エネルギー分野に精通した社員を派遣いただくための地域活性化起業人制度負担金５６０万円が主なものでございます。

なお、特定財源の県支出金は、騒音規制及び地下水採取に伴う届出事務等、権限移譲事務に係る交付金２７万９０００円で、その他特定財源の２２００万円は、ふるさと八代元気づくり応援基金繰入金でございます。

７３ページを御覧ください。

続きまして、目３・廃棄物対策費でございます。９億６５０７万９０００円を計上し、前年度より４億４２７４万９０００円の増額となっております。これは、清掃センター解体事業において債務負担行為による工事請負費を令和５年度分より１億７５５０万円多く設定していたこと、また、衛生処理センター解体事業において、工事請負費２億７０００万円を新たに計上したことが主な理由でございます。

廃棄物対策費では、説明欄にございます環境学習や環境フェスタの開催、生ごみ堆肥化容器の購入助成などにより、一般廃棄物の減量化を図るごみ減量化対策事業、敷川内環境保全用地の維持管理を行う敷川内環境保全対策事業、不法投棄に対するパトロールや、廃棄物処理場周辺の地下水環境調査などを行う廃棄物処理対策事業、中北町の旧清掃センターを解体する清掃センター解体事業、群築１２番町の衛生処理セ

ンターを解体する衛生処理センター解体事業を実施するものでございます。

節１・報酬から節４・共済費までは、不法投棄や野焼き防止のパトロールを行う不法投棄監視指導員２名に要する人件費でございます。

節１０・需用費２６７万５０００円は、ごみ減量化対策として作成する啓発チラシや、ごみ分別ガイドブックの印刷製本費１８０万８０００円などが主なものでございます。

節１２・委託料３１６７万円は、清掃センター解体施工監理業務委託２２５０万円、衛生処理センター解体施工監理業務委託７５０万円が主なものでございます。

節１４・工事請負費９億１９５０万円は、清掃センター解体工事６億４９５０万円と衛生処理センター解体工事２億７０００万円で、それぞれ工期は違いますが、２か年の債務負担行為を設定いたしております。

節１７・備品購入費２１５万６０００円は、敷川内環境保全用地ののり面除草を行うための草刈り機購入費でございます。

節１８・負担金補助及び交付金２０７万５０００円は、一般家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、コンポスト式生ごみ堆肥化容器５５基分と電気式生ごみ処理機６０基分の購入助成金でございます。

特定財源の国県支出金１億３９０５万４０００円は、衛生処理センター解体事業に係る国の社会資本整備総合交付金１億３８７０万円と熊本県産業廃棄物最終処分場周辺環境整備等補助金３５万４０００円でございます。

地方債７億７０２０万円は、清掃センター解体事業に伴う合併特例債６億３８４０万円と衛生処理センター解体事業に伴う合併特例債１億３１８０万円でございます。

その他特定財源４９６万１０００円は、敷川内環境保全用地維持管理基金からの繰入金及び基金利子２６７万円、ふるさと八代元気づくり

応援基金繰入金２０７万５０００円が主なものでございます。

続きまして、目４・環境衛生費でございます。６２９万６０００円を計上し、前年度より５９万円の増額となっております。これは、会計年度任用職員の報酬などの５４万１０００円の増額が主な理由でございます。

環境衛生費では、説明欄にございます、感染症のおそれのある衛生害虫の駆除等を行う衛生害虫駆除事業、環境美化への意識の高揚を図り、良好な生活環境の確保に努める環境美化推進事業、市営墓園３か所の維持管理を行う墓地関係事業を実施するものでございます。

節１・報酬から節４・共済費までは、会計年度任用職員１名の人件費でございます。

節１０・需用費２００万円は、ボランティア清掃活動専用袋の印刷製本費８５万８０００円、衛生害虫駆除用の薬剤などの消耗品費６３万６０００円が主なものでございます。

節１２・委託料１７１万円は、市営墓園の清掃業務委託８６万９０００円、排水路等の害虫駆除業務委託７５万８０００円が主なものでございます。

その他特定財源１０３万１０００円は、市営墓園３か所の管理料収入でございます。

続きまして、目５・塵芥処理費でございます。１４億８７７２万５０００円を計上し、前年度より１億２９４１万４０００円の増額となっております。これは、氷川町可燃ごみの受入れ開始による環境センター運営委託や、人件費などの上昇による可燃物及び資源物収集運搬業務委託の増額が主な理由でございます。

塵芥処理費では、説明欄にございます環境センターの管理運営を行うごみ処理施設管理運営事業、閉鎖した清掃センター及び、市内３か所の最終処分場の維持管理を行う塵芥施設維持管理事業、各家庭から排出される可燃物、資源物の収集運搬を行うごみ収集管理事業、続きまし

て、74ページを御覧ください。樹木、剪定くずの資源化によりごみの減量化を図る樹木、剪定屑リサイクル事業、八代生活環境事務組合クリーンセンターの最終処分場などの管理経費の一部を負担する生活環境事務組合負担金事業（じん芥）、環境センターの施設整備を行うごみ処理施設整備事業を実施するものでございます。

戻りまして、73ページを御覧ください。

節1・報酬から節4・共済費までは、職員9名及び会計年度任用職員2名分の人件費が主なものでございます。

続きまして、74ページを御覧ください。

節10・需用費1458万8000円は、環境センターの修繕料672万7000円、ごみ収集に要する消耗品費370万4000円、最終処分場修繕料150万円などが主なものでございます。

節11・役務費1223万5000円は、有料指定ごみ袋の小売店などへの販売手数料1147万3000円が主なものでございます。

節12・委託料13億2343万2000円は、可燃物及び資源物収集運搬業務委託5億3555万円、環境センターエネルギー回収推進施設運営委託2億7458万8000円、環境センターマテリアルリサイクル推進施設運営委託1億7636万9000円、環境センターエネルギー回収推進施設から排出される焼却灰の運搬及び資源化委託1億6083万5000円、有料指定ごみ袋作製業務委託9132万2000円が主なものでございます。

なお、可燃物及び資源物収集運搬業務委託につきましては、安定的な履行の確保及び事務の効率化を図るため、令和6年7月契約分から契約期間を2年間から3年間に変更いたします。

節17・備品購入費220万円は、中型ごみを細かく砕くための破碎機ライナー購入費でございます。

節18・負担金補助及び交付金6561万8000円は、八代生活環境事務組合の負担金6329万7000円が主なものでございます。

戻りまして、73ページを御覧ください。

その他特定財源の4億5655万9000円は、有料指定ごみ袋処理手数料収入2億1246万5000円、搬入ごみ処理手数料収入1億3394万4000円、氷川町可燃ごみ受入れに係る管理運営費負担金6902万6000円、再資源化物販売代金納付金3000万円が主なものでございます。

続きまして、74ページを御覧ください。

最後になりますが、目6・し尿処理費でございます。3億3836万7000円を計上し、前年度より3022万5000円の増額となっております。これは、鏡町にある八代生活環境事務組合衛生センターの前処理機の修繕料が増加したことなどにより、八代生活環境事務組合負担金が3260万3000円増額になることが主な理由でございます。

し尿処理費では、説明欄にございます、市の衛生処理センターの維持管理及び施設整備を行うし尿処理施設管理運営事業及び一番下のし尿処理施設整備事業、浄化槽汚泥処理施設の維持管理を行う浄化槽汚泥処理施設管理運営事業、八代生活環境事務組合衛生センターの維持管理費の一部を負担する生活環境事務組合負担金事業（し尿）を実施するものでございます。

節2・給料から節4・共済費までは、職員4名分の人件費でございます。

節10・需用費1438万円は、衛生処理センターの解体に伴い、し尿を水処理センターで受け入れるための下水道使用料853万7000円、衛生処理センターの電気料などの光熱水費305万5000円、機器修繕料などの222万円が主なものでございます。

節12・委託料3974万6000円は、衛生処理センターの施設運転管理業務委託333

8万5000円、衛生処理センターで発生する汚泥を浄化槽汚泥処理施設へ運搬する汚泥等収集運搬業務委託472万1000円が主なものでございます。

節18・負担金補助及び交付金2億5848万7000円は、浄化槽汚泥処理施設維持管理負担金1億1734万3000円、八代生活環境事務組合負担金1億2034万6000円が主なものでございます。

以上をもちまして、款4・衛生費中、市民環境部関係分の説明を終わります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） 小会いたします。

（午前11時48分 小会）

（午前11時49分 本会）

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

それでは、午前中の審査はここまでとし、しばらく休憩いたします。

午後は13時から再開いたします。よろしくお願いいたします。

（午前11時49分 休憩）

（午後1時00分 開議）

○委員長（橋本幸一君） 休憩前に引き続き、建設環境委員会を再開いたします。

それでは、午前中に説明がありました第4款・衛生費について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀 徹男君） 教えていただきたいのでちょっと聞くんですけど、衛生処理センターの解体事業のですね、財源に社会資本整備交付金が使われととですけど、同じような清掃センターの解体事業はたしか単費だけだったというふうに思うんですけど、その補助のメニューの違いというのは何だったんですかね。

○環境施設課長（竹下圭一郎君） 環境施設課の竹下でございます。よろしくお願いいたします。

衛生処理センターの解体に関しましては、下水道処理施設であります水処理センターの改造等と兼ね合わせることによって、その交付金が頂けるというところで、そこを利用させていただくというところで考えております。（委員堀 徹男君「はい、はい、分かりました」と呼ぶ）

○委員長（橋本幸一君） いいですか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（山本幸廣君） 71ページの斎場の管理費の中で、昨年より500万ぐらい少ないんですけども、それはそれで一生懸命努力されたということで御理解をしたいと思いますけども、この斎場、火葬場については、築何年ぐらいですか、今。

○環境施設課長（竹下圭一郎君） 築43年になります。

○委員（山本幸廣君） 築43年ということで、もう古くなったという、現状は私よく行っておるわけですので御理解をしておりますが、整備事業関係が今年は案外、整備については予算計上はしてないんですけども、毎年毎年、整備をされてきたという記憶があります。そこでこの火葬場、斎場のですね、改築についてですね、どのような方向性で、どこまで進んでいるのか、基本計画についても、説明、よろしければ説明してください。

○環境施設課長（竹下圭一郎君） 斎場の計画について説明させていただきます。

今年度、斎場の基本構想について、計画を行ったところでございます。

内容としましては、老朽化した現斎場の状況分析や課題を調査・把握し、今後の方針を定めるために行っております。

方針の内容としましては、火葬者数の予測、火葬炉の設置数、必要な機能、設備、設備全体の規模、面積、今後のスケジュールなどについて検討しているところでございます。

以上でございます。

○委員（山本幸廣君） ありがとうございます。
た。

そのような中でですね、構想、基本計画、実施にいかれると思うんですけども、ひとつ私がその中でですね、質疑したいのは、場所の件があります。今の場所の件、松崎の公園の施設の周辺も含めてですけども、私もはっきり言うてから、私見で聞いてください。

よろしければ、今の場所からですね、移転をして、エコエイトの、どこやったかな、内港のほうにエコエイトのありますけども、あの周辺にですね、やっぱり移転先を考えたらどうかなあというふうに考えておるんですけども、そこ辺りについて、まだ公表できなきゃ公表できないで、そういう考えもあるのか、ないのか、ちょっとお聞かせください。

○市民環境部次長（岩崎伸一君） ありがとうございます。

今おっしゃったとおり、当然その場で建て替え、それから違うところを探すというところが大きな2つの方向性となっております。

どちらも全て条件面を整理しまして、何も排除しない形で、しっかり検討していきたいというふうに思っておりますので、今委員がおっしゃられた1つも選択肢というふうに考えられるところでございます。

以上でございます。（委員山本幸廣君「ありがとうございます」と呼ぶ）

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（田方芳信君） 関連ですけど、今、八代の窯は5窯ですよね。4、5。

○環境施設課長（竹下圭一郎君） 4になります。

○委員（田方芳信君） 4というのは、人口比率で何窯となっているわけですか。

それともう1点は、今後、建て替えるってなれば何窯ぐらい、恐らく高齢化社会へもともと

っと右肩上がりになる、そういう問題も出てきますので、その辺りのところをどういったふうに考えるのか。

○環境施設課長（竹下圭一郎君） 現在の窯の数についてはですね、当初造るときにですね、多分人口とか、そういうので造られたと思います。

今後の、その炉の数につきましては、その人口の推移ですね、そういうのを検討しながら最終的に決定を行っていきたいというところで考えております。（委員田方芳信君「はい。ありがとうございます」と呼ぶ）

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（堀 徹男君） 環境センターエコエイトのですね、メンテナンスの費用の部分についてお伺いしたいんですけど、施設の維持管理費の中に含まれているDBOのOの部分でですね、通常されるようなその整備の部分の範囲ってどこら辺ぐらいまで今想定されているんですかね。

○循環社会推進課長（田中和彦君） 循環社会推進課、田中です。よろしくお願いいたします。

DBOのOの部分でしている部分につきましては、基本的に炉の部分ですね、その炉が建っている建屋の部分の維持管理になります。

私どもの事務所が入っております通称管理棟と呼んでおりますけれども、そちらの建屋につきましては、市のほうの予算のほうで改修のほうを行っておる状況でございます。

○委員長（橋本幸一君） いいですか。

○委員（堀 徹男君） その施設の整備の範囲内ですね、例えば先日、エコエイトさんには大分搬出のほうでお世話になってですね、いったんですけど、燃えるごみの扉の下部のほうがちよっとさびているようなですね、イメージがしたので——しっかりは見えてないんですけど、捨てるのに、降ろすところが違ったものですか

ら、何かちょっと早めにメンテナンスしたほうがいいんじゃないかなあと思ひましてね、どっちで面倒見るのかなと、そういう。

○循環社会推進課長（田中和彦君） 焼却施設のピットのほうに落とし込みます扉につきましては、いわゆる管理会社のほうで見るようになっております。あと、いわゆる1階部分に資源を降ろしに入っていただく、私どもマテリアル棟と呼んでおりますけれども、そちらの建物の扉等につきましては、市のほうの管理になっておりますので、こちらの自動ドアにつきましては、つい先日、うちのほうでメンテナンスを1回入れたところでございます。（委員堀徹男君「はい、分かりました」と呼ぶ）

○委員長（橋本幸一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いします。

○委員（堀 徹男君） 今の質問の部分なんですけど、清掃センターも含めてですね、昔から見ていると、やっぱり水気が多かったり、ガスが、いろんな酸性、アルカリに関わらずガスがですね、物質が出て、結構腐食が早いんですよ。ひどくなると、余計にメンテナンスとかがかかるので、できればもう少し少額で済むうちにですね、小まめにメンテナンスをされとったほうがいいかなと思ひましてね、その辺もぜひ含めて、予算のほうも考え、これからですね、いただければと思います。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第4号・令和6年度八代市一般会計予算中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

（午後1時10分 小会）

（午後1時11分 本会）

◎議案第14号・令和6年度八代市下水道事業会計予算

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

次に、議案第14号・令和6年度八代市下水道事業会計予算を議題とし、説明を求めます。

○下水道総務課長（山本康博君） 下水道総務課の山本でございます。よろしくお願いいたします。隣が下水道建設課の奥村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

着座にて説明をしてよろしいでしょうか。

○委員長（橋本幸一君） どうぞ。

○下水道総務課長（山本康博君） まず、令和6年度の下水道事業会計は、同年4月より特別会計から地方公営企業法に基づく企業会計へ移行し、下水道事業と会計統合いたします。

農業集落排水処理施設事業及び公共浄化槽等整備推進事業の2つの特別会計予算を含めたものとなっております。

それでは、議案第14号・令和6年度八代市下水道事業会計予算について説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条の総則で、令和6年度八代市下水道事業会計の予算は、次に定めるところ、すなわち、第2条から第11条に定めるところによるとしております。

第2条・業務の予定量でございます。

令和6年度末の予定として、処理区域内人口6万3361人、処理区域面積3万5001ヘクタール、水洗化人口5万6412人、年間総処理水量713万1193立方メートル、年間有収水量615万7799立方メートル、ま

た、主要な建設改良事業といたしまして、管渠施設整備費11億1936万2000円、ポンプ場施設整備費7267万7000円、処理場施設整備費1億7793万4000円及び浄化槽施設整備費515万2000円としております。

2ページをお願いいたします。

第3条・収益的収入及び支出の予定額でございます。

まず、収入では、第1款・下水道事業収益38億4476万6000円。内訳としまして、第1項・営業収益17億4133万5000円、第2項・営業外収益21億342万8000円、第3項・特別利益3000円を計上しております。

次に、支出では、第1款・下水道事業費用33億8865万2000円。内訳としまして、第1項・営業費用31億1080万1000円、第2項・営業外費用2億6997万4000円、第3項・特別損失287万7000円、第4項・予備費で500万円を計上いたしております。

したがしまして、差引き収支は4億5611万4000円の黒字を見込んでおります。

3ページをお願いいたします。

第4条・資本的収入及び支出の予定額でございます。

まず、収入では、第1款・資本的収入20億8047万8000円。内訳としまして、第1項・企業債11億7250万円、第2項・補助金6億6188万2000円、第3項・受益者負担金及び分担金6479万1000円、第4項・他会計負担金1億8130万5000円を計上いたしております。

次に、支出では、第1款・資本的支出31億9223万3000円。内訳としまして、第1項・建設改良費14億1366万円、第2項・企業債償還金17億7757万3000円、第

3項・予備費100万円を計上いたしております。

したがしまして、差引き収支は11億1175万5000円の財源不足を見込んでおります。

なお、第4条の括弧書きである資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額11億1175万5000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5808万5000円などで補填するものとしています。

次に、第4条の2・特例的収入及び支出では、冒頭説明いたしました2つの特別会計が企業会計へ移行することに伴い、出納整理期間のない3月末で打ち切り決算を行う令和5年度末における債権・債務について、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定に基づき計上するもので、令和6年度限りの計上となります。

令和6年度へ引き継ぐ債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額としまして、それぞれ、1028万4000円及び1049万1000円を計上いたしております。

未収金の主なものは、3月分の使用料などで、未払金の主なものは、委託料や光熱水費などでございます。

なお、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出の詳細につきましては、後ほど予算に関する説明書で説明いたします。

4ページをお願いいたします。

第5条・債務負担行為では、2件の債務負担行為を設定予定としております。

まず、1件目、下水道事業企業会計システム使用料で、期間、令和7年度から令和11年度、限度額419万円。

次に、浄化槽汚泥処理施設改造工事で、期間、令和7年度、限度額2億460万円を設定しております。

第6条・企業債では、施設整備に伴う建設改良企業債、及び資本費平準化債などの準建設改

良企業債で、公共下水道事業で11億6010万円、農業集落排水事業で880万円、公共浄化槽等整備推進事業で360万円を限度額として、設定しております。

第7条・一時借入金の限度額は20億円と定めております。

5ページをお願いいたします。

第8条・予定支出の各項の経費の金額の流用では、予定支出の各項の間で流用することができる場合は、営業費用と営業外費用の相互間のみであることを定めております。

第9条・議会の議決を経なければ、流用することのできない経費では、職員給与費2億2013万3000円を定めております。

第10条・他会計からの補助金では、下水道事業会計の経営基盤確立のため、一般会計から下水道事業会計へ補助を受ける金額、いわゆる基準外の繰入金は、1億8233万9000円を予定しております。

第11条・利益剰余金の処分では、当年度の純利益見込みのうち、3億1438万円を先ほどの資本金的収支の不足を補填するため、減債積立金として積み立て、処分することをあらかじめ定めているものでございます。

7ページをお願いいたします。

下水道事業会計予算に関する説明書でございます。

地方公営企業法施行令第17条の2に基づき、9ページから25ページまでは、予算の実施計画、キャッシュ・フロー計算書、損益計算書及び貸借対照表を記載いたしております。

それでは、令和6年度予算の詳細につきまして、説明いたします。

26ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の予算明細書でございます。

まず、収益的収入では、款1・下水道事業収益、項1・営業収益、目1・下水道使用料で、

13億4015万7000円、目2・雨水処理負担金で、2億6153万6000円、目3・その他営業収益で、1億3964万2000円を予定しております。

営業収益が増加しております主な要因は、会計統合の影響により、農業集落排水使用料及び公共浄化槽使用料を新たに計上したことによるものです。

27ページをお願いいたします。

項2・営業外収益では、目2・他会計負担金で8億312万円、目4・他会計補助金で、936万2000円、目5・長期前受金戻入で12億6668万円がその主なものでございます。

営業外収益が増加しております主な要因は、下水道使用料同様に、会計統合の影響により、他会計負担金及び長期前受金戻入がそれぞれ増加したことによるものです。

28ページをお願いします。

次の項3・特別利益の説明は省略させていただき、下段の収益的支出でございます。

まず、款1・下水道事業費用、項1・営業費用、目1・管渠費で8768万2000円を予定しております。

管渠費は、公共下水道及び農業集落排水における管渠の維持管理に要する費用でございます。

主なものは、修繕費2456万8000円で、説明欄に記載の、マンホールポンプ等の修繕を、また、2つ下の委託料4557万6000円で、マンホールポンプ清掃等業務委託や麦島雨水幹線清掃業務委託、下水道台帳作成業務委託などを予定しております。

29ページをお願いいたします。

目2・ポンプ場費6022万3000円は、市内6か所にあります、雨水及び汚水ポンプ場の維持管理に要する費用でございます。

主なものは、委託料2256万7000円

で、中央ポンプ場しゅんせつ委託などを予定しております。

次に、目３・処理場費６億６６７万３０００円は、水処理センター及び農業集落排水処理場の維持管理に要する費用でございます。

主なものは、一般職７名分の人件費のほか、修繕費１１５７万６０００円で、水処理センター歩廊改修などを次の３０ページになります。が、委託料４億７６９２万６０００円で、水処理センター浄化槽、污泥処理施設及び農業集落排水処理場の施設運転業務委託や污泥処理業務委託などを予定しております。

次に、目４・浄化槽費３８３９万１０００円は、公共浄化槽の維持管理に要する費用でございます。会計統合により新たに設定しております。

主なものは、一般職１名分の人件費のほか、委託料で、浄化槽の維持管理業務委託などを予定しております。

３１ページをお願いいたします。

目５・流域下水道管理費１億６８７５万円は、県営事業である八代北部流域下水道事業に係る八代北部流域下水道維持管理負担金でございます。

次に、目６・総係費１億６４５４万２０００円は、使用料の賦課徴収経費や水洗化促進経費及び事業運営に要する総括的費用でございます。

主な内容は、一般職１０名分の人件費のほか、下から７番目、委託料３９７８万２０００円で、説明欄にあります下水道使用料徴収業務委託や水洗化促進業務委託、コンビニ収納事務委託などを４つ下の補助金６９０万円で、公共下水道や公共浄化槽への接続等に対して助成を行う排水設備工事費助成金を予定しております。

３２ページをお願いいたします。

目７・減価償却費は、１９億８０７１万円で

ございます。内訳は、有形固定資産減価償却費で１９億２４２５万５０００円、無形固定資産減価償却費で５６４５万５０００円でございます。

次に、項２・営業外費用、目１・支払利息及び企業債取扱諸費で２億６９９７万３０００円は、企業債及び一時借入金の利息でございます。

３４ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

まず、収入では、款１・資本的収入、項１・目１・企業債で１１億７２５０万円を予定しております。内訳は、令和６年度の建設改良に伴う企業債８億２７３０万円及び資本費平準化債などの準建設改良企業債３億４５２０万円でございます。

減額の主な要因は、水処理センターに係る繊維利活用システム設置工事費などの減によるものでございます。

次に、３５ページの項２・補助金、目１・国庫補助金４億８８８１万６０００円は、建設改良に伴う国庫補助金でございます。公共下水道補助率２分の１、公共浄化槽は補助率３分の１を予定しております。

目３・他会計補助金１億７２９７万７０００円は、汚水処理の元金償還金等に係る一般会計からの基準外繰入金でございます。

補助金減額の主な要因は、企業債同様に、建設改良費に係る補助事業費の減に伴い、国庫補助金が減額となったことによるものです。

次に、項３・受益者負担金及び分担金、目１・受益者負担金５２５６万１０００円と、目２・受益者分担金１２２３万円は、公共下水道の供用開始に伴い負担いただく八代処理区、鏡処理区の受益者負担金、及び八代東部処理区、千丁処理区の受益者分担金などがございます。

受益者負担金及び分担金が昨年度より２４６万３０００円増加しておりますのは、会計統合

の影響及び賦課予定件数の増によるものでございます。

３６ページをお願いいたします。

項４・負担金、目１・他会計負担金１億８１３０万５０００円は、汚水処理元金償還金等に係る一般会計からの基準内繰入金である一般会計負担金が１億８１００万５０００円、及び汚水管築造工事に伴う、水道事業からの同時施工負担金である水道事業負担金が３０万円でございます。

次の３７ページからは、資本的支出でございます。

款１・資本的支出、項１・建設改良費、目１・管渠施設整備費で、１１億１９３６万２０００円を予定しております。

これは、管渠施設の建設に要する費用で、主なものは、一般職１２名分の人件費のほか、節区分、中ほどの委託料６４０９万円では、右側の説明欄に記載の管渠築造工事に伴う設計業務委託（通常分）で、３処理区合わせて３５００万円、また、管渠築造工事に伴う設計業務委託（ストックマネジメント分）で、八代処理区分として、４２９万円を予定しております。

２つ下の工事請負費の８億７８６５万６０００円では、管渠築造工事（通常分）で、３処理区合わせて８億２８００万円を予定しており、八代処理区では、麦島・宮地地区で約３．５キロメートル、千丁処理区では、古閑出地区で約０．４キロメートル、鏡処理区では、両出・貝洲・宝出地区で約０．８キロメートル、合計約４．７キロメートルの整備を予定しております。

また、管渠築造工事（ストックマネジメント分）は、八代処理区分で、５０００万円を予定しており、カメラ調査等により老朽化が著しいと診断されている部分を予定しております。

節区分の下から２つ目、補償補填及び賠償金６８００万円では、管渠築造工事に伴う地下埋

設物等移設補償費で、八代、鏡処理区を予定しております。

なお、公共下水道事業の予定箇所につきましては、別紙の建設環境委員会資料を後ほど御参照いただければと思います。

次に、目２・ポンプ場施設整備費７２６７万７０００円の主なものは、委託料５９００万円で、中央中継・松崎中継ポンプ場耐震診断業務委託を予定しております。

３８ページをお願いいたします。

目３・処理場施設整備費１億７７９３万４０００円の主なものは、工事請負費１億７７４０万円で、浄化槽汚泥処理施設改造工事などを予定しております。

次に、目４・浄化槽施設整備費５１５万２０００円は、公共浄化槽設置工事、４か所を予定しております。

次に、目５・流域下水道建設費３８３１万１０００円は、八代北部流域下水道建設負担金であり、八代北部浄化センター耐水化工事などの建設費に対して負担金を支払うものでございます。

次に、項２・目１・企業債償還金１７億７７５７万３０００円は、これまで借り入れた、企業債の償還元金でございます。

次に、３９ページから４６ページまでは、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、企業債に関する調書でございますが、個別の説明は省略させていただきます。

最後に、４７ページに注記を記載しております。これは、地方公営企業法施行規則第３５条に基づき、重要な会計方針に係る事項と、予定貸借対照表に関する注記を記載いたしております。

また、４８ページには、会計統合に伴い、地方公営企業法施行規則第４０条に基づく、各報告セグメントの財務情報など、主な数値を記載しております。

下水道事業につきましては、令和6年度も、浸水の防除、汚水の排除、トイレの水洗化といった生活環境の向上を図り、安全で安心な市民生活の確保に努めるとともに、持続可能な下水道事業の実現のため、健全経営に努めてまいります。

以上で、議案第14号・令和6年度八代市下水道事業会計予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀 徹男君） 最初のほうにあったと思うんですけど、管渠費ですかね、管渠費の中で、マンホールポンプの何か点検みたいなのがあったページがあったんですが、どこやったか、あった、あった。28ページです。マンホールポンプ等の修繕等というのが清掃業務委託のところにあるんですけど、マンホールポンプっていうのは、今のところ何基ぐらい座ってて、メンテナンスのこの定期的な周期というのは計画的にこうされてると思うんですけど、その内容というか、内訳というのを教えていただきたい。

○下水道建設課長補佐兼水処理センター場長（西尾和純君） 水処理センターの西尾と申します。

マンホールポンプのまず件数でございますが、市内に約100か所ですね、ございまして、八代地区四十数か所、鏡、千丁にもありますし、今後、農業集落排水の地域でもございしますので、100を超えてくるかなと思うんですけども、かなりの数がございます。

点検につきましては、毎月1回、担当の維持管理業者さんが行きまして、点検する一方、職員でもですね、見て回りまして、劣化している部分、特に硫化水素等が上がってきますので、さびたりですね、故障したりというところがご

ざいますので、頻度を上げて今点検しているところでございます。

かなり劣化が激しくなるとポンプの中身の水をくみ上げるポンプ、制御盤、そういうところを定期的に交換していくというような形となっております。

以上であります。

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（堀 徹男君） 私の地元の麦島の雨水幹線の清掃業務をされるというか——業務委託されるちゅうことなんですけれども、具体的にどんな清掃の中身なんですかね。本管だけなのか、枝管もいくのか、具体的なその業務の、仕事の中身ですね。

○下水道建設課主幹兼計画係長（灰本孝志君）

失礼します。

委員お尋ねの麦島雨水幹線の清掃業務の内容なんですけれども、麦島雨水幹線につきましては、現在、麦島線ですね、麦島の中央を走っております道路の下にボックスの雨水幹線が入っておりますので、そこの雨水幹線が築造以来、中身がずっとしゅんせつとか、そういったことがされておりませんので、今年度ですね、ちょっと中を調査しまして、ちょうど旧麦島城の部分をですね、不整合地にしている関係上、ちょっとサイホンのような形状になってございます。その部分をですね、ずっと清掃がされておりましたので、そこの中を調査かけまして、次年度、土砂は堆積が見られれば、その部分をポンプあたりで、バキューム等でしゅんせつを今ちょっと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（委員堀徹男君「分かりました」と呼ぶ）

○委員長（橋本幸一君） いいですか。ほかに。

○委員（山本幸廣君） 予算書の中で、もう大変心配をしているのは、財政——経営上なんですけども、特に一般会計からの繰入れ1億何千万、これ2億近くになっというんですけども、最終的に償還がですね、企業債の償還というのが17億ぐらいかな。そういう状況で、これからひとつ農収との合併をして、特別会計は寄与ということになるわけなんですけども、事務方も大変だと思いますが、処理区域内での建設改良等々についてもですね、このような予算を組んであるわけでありましたが、これ以上の、はっきり言ってから流域を広めるといふところというのはどの地域、どの地域を考えておられるんですか。

例えば、何か日奈久とか等々じゃない——私が言うといかんですけども、執行部のほうで答えていただければ。

○下水道建設課主幹兼計画係長（灰本孝志君）

委員お尋ねの今後の下水道計画についてなんですけれども、一応ですね、今年度、令和6年度に、今後は鏡処理区につきまして、一部、認可区域を拡張する予定でございます。

現在のところはですね、そこまで下水道計画区域という区域の拡張については、一旦、概成、下水道事業の概成という形で考えております。

以上、お答えといたします。

○委員（山本幸廣君） ありがとうございます。

小型合併浄化槽と下水道の整合性といいますか、推進をして、今、先ほど山本課長から言われたようにですね、どうしてもやっぱり生活排水等々、市民のためにということなんですけども、これはもう絶対下水道の整備はしていかないかん区域というのは、していかないかわけなんですけども、小型合併の浄化槽も含めた中でですね、環境の整備をしていかないかん。

先ほど、今説明あった日奈久地域、校区です

かね、そこ辺りも検討されると思うんですけども、1つだけですね、整備状況の中で、今、麦島校区の中で植柳新町を今やって、工事やっていますよね。あそこの中で土木と下水道の中で舗装関係、舗装が下水道を切って、配管をする中で、あと舗装しますけども、全面舗装というのがほとんどしてないんですよ。してあるところはいっぱいありますけども、してないところもあるということで、私も現場にちょっと行って、確認をしたんですけども、やっぱり張りつけの状態もありますので、土木課と、そしてまたは、担当と話し合いながら、全面舗装ができるならば全面舗装するという、二度手間の管理がかからないようなですね、事業費がかからないような、予算がかからないような対策を取って見たらどうかと思うんですが、いかが、現場担当者が誰かおるかな。

○下水道建設課長（奥村勝己君） 課長の奥村です。

すいません、土木等の舗装については、下水道の一応あそこは幅員が結構広いものですから、どうしても下水道事業としては、影響範囲でしかできないということで、残りのほうについては、必ず地元のほうから言われるということで、土木との話合いも、調整もかなり行っているんですけども、同時にできない部分についてが今残っていつている状況で、可能なところは一緒にやるちゅうことで、努力はしております。

○委員（山本幸廣君） その地域ばかりじゃなくて、全体としてですね、やっぱり下水道の道路の——下水道を張りつけるときに、4メートルなら4メートルのときに、2メートルは下水道関係で舗装するとか、あとはもう土木との中で話合いをしていくと思うんですけども、そこら辺りについては、当初からですね、ある程度話をしてなければ当初予算の中に入っていないじゃないですか、予算関係の中で。土木も予算

関係、当初予算をかけないかんし、計上せないかんし、そういうことでよければ横の連携というのをしっかり当初予算の前に、予算編成のときに考えていただければなということで、これは要望しておきます。

意見として結構です。

○委員長（橋本幸一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第14号・令和6年度八代市下水道事業会計予算については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

（午後1時49分 小会）

（午後1時50分 本会）

◎議案第30号・八代市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正について

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

次に、条例議案の審査に入ります。

まず、議案第30号・八代市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○建設政策課長（深川洋光君） 建設政策課の深川です。よろしくお願いいたします。

議案第30号・八代市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正について御説明いたします。

着座にて説明させていただいてよろしいでし

ょうか。

○委員長（橋本幸一君） どうぞ。

○建設政策課長（深川洋光君） それでは、議案書の63ページをお開きください。

本条例は、都市計画法に基づき風致地区内における建築等の規制に関し、必要な事項を定めたものでございます。

風致地区とは、都市に残された水や緑などの貴重な自然環境を守り、都市における風致を維持するために定められた都市計画上の地域でございます。

本市におきましては、現在、春光寺周辺の古麓地区1か所を風致地区に指定しております。

今回、本条例第3条に許可を要する行為の適用除外項目が記載されております。漁港漁場整備法という法律が漁港及び漁場の整備等に関する法律へと法律の名称が改正されますことから、本条例の条文内で、漁港漁場整備法を引用している部分を漁港及び漁場の整備等に関する法律に改めるものです。

条例改正の施行日でございますが、漁港漁場整備法改正の施行日と併せ、令和6年4月1日を予定しております。

御審議よろしく願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） ないようですので、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第30号・八代市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(橋本幸一君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号・八代市景観条例の一部改正について

○委員長(橋本幸一君) 次に、議案第31号・八代市景観条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○建設政策課長(深川洋光君) 引き続き、議案第31号・八代市景観条例の一部改正について御説明いたします。

着座にて説明させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長(橋本幸一君) どうぞ。

○建設政策課長(深川洋光君) それでは、議案書の65ページをお開きください。

八代市景観計画において妙見宮周辺地区を景観重点地区に指定することに伴い、同地区において届出が必要となる行為を定めるに当たり条例を改正するものでございます。

八代市景観計画は、八代らしい魅力ある景観形成を図るため、令和元年度に八代市景観条例を制定し、令和2年度より八代市景観計画の運用を開始しまして、市全域で景観形成事業を実施しているところでございます。

八代市景観計画について御説明いたします。

委員会資料3ページをお開きください。

この図を八代市に見立てて説明いたします。オレンジ枠は、市全域を、中央右寄りの赤枠は、景観重点地区を表しております。

八代市景観計画では、マイナスの景観づくりとして、市全域においては周辺景観の影響が特に大きい、大規模な建築物や工作物に対して、また、特定施設届出地区、いわゆる幹線道路沿いにおいては、派手な色彩になる傾向の高い店舗等の集客施設に対して、立地の前に届出を求め、派手な色を抑えていただくなどの協議を実

施することで、周辺景観に配慮した景観づくりを行っております。

もう一つは、プラスの景観づくりとして、赤枠で表示されております景観重点地区における取組です。

景観重点地区では、地区の魅力向上を図り、観光振興や文化振興につなげていくため、個人住宅1軒から建築物等の色彩の統一を図るなど、地区の景観特性に応じたきめ細やかな景観づくりを行います。

八代市景観計画では、八代城跡・市役所周辺地区、本町アーケード街地区、日奈久温泉街地区、妙見宮周辺地区の4地区を景観重点地区候補に位置づけております。

今回、重点地区に指定いたします妙見宮周辺地区では、まちづくり協議会や地元の各団体で構成された妙見宮周辺地区景観まちづくり検討委員会を設立し、景観形成の方針や基準について検討されまして、令和4年度に地元の合意形成が図られました。

資料4ページをお開きください。

景観形成方針は、門前町の風情を活かした景観まちづくりと定め、町並みのイメージを掲載しております。

資料5ページを御覧ください。

こちらは、本地区の対象区域の範囲を示しており、県道氷川八代線のうち、国道3号との交差点から霊符神社参道までの約900メートルに接する一団の土地と設定しております。

6ページを御覧ください。

こちらは、今回、条例第7条第1項を改正する届出対象行為を示しており、建築物の建築及び工作物の建設等の新築、増築、改築、移転または外観の変更につながる修繕、模様替え、色彩変更は、規模に関わらず届出が必要になります。

また、土地の区画形質の変更や樹木伐採、屋外における土砂等の堆積についても一定規模以

上のものは届出を要することになります。

資料6 ページ下段から8 ページを御覧ください。

こちらは、景観形成基準で、良好な景観形成のための必須基準、必ず守っていただくルールと、よりよい景観形成のための推奨基準、できるだけ守っていただきたいルールの2つの基準を設けております。

7 ページの必須基準ですが、建築物については、高さ10メートル以下、色彩は白、黒、茶、灰色など、落ち着いた色を基調としております。

建築物以外でも、塀や柵の形態、色彩、材料、室外機や自動販売機等のルールが決められております。

次に、8 ページの推奨基準ですが、建築物の外観の色彩、材料は、外壁材にシックい、もしくは、板張りを使用するよう努める。そのほか、塀や柵等の形態、色彩、材料、祭りの前後には、妙見祭等の提灯、のぼり旗を積極的な設置に努めるなどの推奨ルールを設けております。

こちらの内容については、地元住民により合意形成が図られましたことから、妙見宮周辺地区を景観重点地区に指定することに伴いまして、八代市景観条例を一部改正するものでございます。

条例改正の施行日でございますが、令和7年4月1日を予定しております。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（山本幸廣君） 今説明ありがとうございました。

詳細にわたる説明、すぐは（聴取不能）ことはできなかったですけども、説明の中で、この

いろんなこの必須の基準とか、いろんな基準がありますよね。その基準を守らなかった、そういうときはどういうふうな考え方を持っておられますか。この条例一部改正の中で。

○建設政策課主幹兼開発景観係長（今坂 敦君） 委員お尋ねのルール等に対する罰則規定について、答えさせていただきます。

こちらですね、罰則の内容につきましては、景観法上に規定がされております。

また、景観条例の中にですね、特定届出対象行為を規定いたしまして、それに反する行為につきましては、変更命令を命ずることができる立てつけになっております。その中で、これに従わない場合はですね、罰則を行うということが可能という形になっておるんですけども、今回のですね、重点地区指定につきましては、地元の皆様とのですね、合意形成を図った、図ってつくったルールですので、基本的にはですね、地元の皆様はそちらのルールを守っていただけるところでの前提でですね、うちのほうも考えておりまして、また、その調整については、地元との協議の中で図っていけるものと考えておりますので、現時点ではですね、そのような罰則等を用いて景観形成を図ろうという考えはございません。

以上でございます。

○委員（山本幸廣君） その都度、その都度、もしかしたらということはありませんけども、もしかしたならば、その都度、その都度、合意形成の中で、地域の方々と話し合いをしていくと御理解いたしました。

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。

○委員（山本幸廣君） はい。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(橋本幸一君) なければ、これより採決いたします。

議案第31号・八代市景観条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(橋本幸一君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

(午後2時02分 小会)

(午後2時02分 本会)

◎議案第32号・八代市営住宅設置管理条例の一部改正について

○委員長(橋本幸一君) 本会に戻します。

次に、議案第32号・八代市営住宅設置管理条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○理事兼住宅課長(早木浩二君) 建設部理事兼住宅課長の早木でございます。議案第32号について御説明をいたします。

着座にて説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員長(橋本幸一君) はい、どうぞ。

○理事兼住宅課長(早木浩二君) 失礼します。

それでは、議案第32号・八代市営住宅設置管理条例の一部改正についてでございますが、議案書の67ページをお願いいたします。

まず、提案の理由でございますが、市営住宅の入居要件の見直しを行うに当たり、条例の改正が必要であるためにお願いをするものでございます。

次に、改正の内容でございますが、八代市営住宅設置管理条例の一部を次のように改正するものでございます。

第6条第1項中「第4項」を「次項、第4

項」に改め、同条第2項中「前項に規定する老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある」を「老人等に該当することとなる」に改め、同項に次の1号を加える。

(9) 18歳以上60歳未満の者であつて、市長が別に指定する市営住宅に入居しようとするもの。

次に、事前にお配りをいたしております委員会資料の3ページを御覧いただきたいと思います。

1、改正の理由についてでございますが、現在、市営住宅29団地中16団地を入居団地といたしまして、募集を行っておりますけれども、近年、入居申込み件数は減少をしておる一方で、高齢者や独り親世帯の申込みが増加をしております。

昨年度、60歳以上の者であれば、単身入居ができるように条例改正を行い、試験的に築添団地のみで実施をいたしましたところ、単身者の入居申込み件数は増加傾向が見られました。しかしながら、高齢者等は、一、二階の低層階を希望する場合がほとんどでございまして、最上階の空き部屋が増加し、家賃収入も年々減少をしております。入居条件を緩和し、増加した空き部屋への申込みを促進するため、一部条文を改正するものでございます。

次に、2、改正の概要でございますが、八代市営住宅設置管理条例、第6条・第2項は老人、身体障害者その他、特に居住の安定を図る必要があるものを規定したものでございます。

条例第6条・第2項・第9号として、18歳以上60歳未満の者であつて、市長が別に指定する市営住宅に入居しようとする者を追加いたします。

これによりまして、RC耐火構造住宅の最上階に限って、18歳以上60歳未満の者の単身者の入居を可能といたし、空き部屋の解消を図ってまいりたいと考えております。

次に、別添の資料の3ページを御覧ください。

対象となります団地でございますが、下段の一覧表を御覧ください。対象となる団地は、八代校区の築添団地、松高校区の高島団地、麦島校区の麦島団地、高田校区の流藻川団地、鏡町校区の郷開団地の5団地でございます。

施行は公布の日としており、予定といたしましては、令和6年度6月からの補充入居者募集申込みの受付から開始したいと考えております。

追加をいたしました箇所につきましては、5ページの新旧対照表にて御確認をいただきたいと思っております。

説明は以上になります。

御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（堀 徹男君） 家賃収入の減少ということなんですけど、どれぐらいの金額に相当するんですかね。満室だった場合と。分かりません。出ます。

○住宅課長補佐兼市営住宅係長（村上修一君）

住宅課、村上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

市営住宅の家賃収入ということでございますが、平成24年度ベースで言いますと、約2億2900万円ほどの収入がございました。それが年々右肩下がりでございまして、令和4年度に至りましては、1億9400万円ほどの歳入ということで、約4000万円ほどの減ということになっている状況でございます。

以上でございます。（委員堀徹男君「ありがとうございます」と呼ぶ）

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（橋本幸一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で質疑を終了します。

○委員（堀 徹男君） 何だっけ。ちなみにです、もう最上階だけ入居させ——条件として入れられるということなんですけど、その想定されている家賃というのは大体どれぐらいなんですかね。幅があると思うんですけど、所得に依っているの。最低幾らで、最高幾らぐらいの範囲の家賃が見込めるんですかね。

○住宅課長補佐兼市営住宅係長（村上修一君）

住宅課、村上です。

家賃の収入なんですけれども、仮に収入の状況に応じて家賃というのが当然変わってきますので、仮に1万円の家賃としますと、61戸、全ての最上階に入っていただくということになれば約年間1000万程度の歳入ということになるかというふうに考えております。（委員堀徹男君「1万円」と呼ぶ）家賃が仮に1万円と想定しましたら、1000万近くの歳入の見込みとなるかなと考えています。

以上でございます。

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） ないようですので、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第32号・八代市営住宅設置管理条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号・八代市空家等の適正な管理に関する条例の一部改正について

○委員長（橋本幸一君） 次に、議案第33号・八代市空家等の適正な管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○理事兼住宅課長（早木浩二君） 建設部理事兼住宅課長の早木でございます。引き続きですね、議案第33号について、御説明をさせていただきます。

着座にて説明させていただいてもよろしいでしょうか。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○理事兼住宅課長（早木浩二君） 失礼します。

それでは、議案書の69ページをお開きください。

提案の理由といたしましては、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴う、引用条項の整理を行うに当たり、八代市空家等の適正な管理に関する条例の一部の改正が必要となるため、お願いするものでございます。

改正の内容は、八代市空家等の適正な管理に関する条例の一部を次のように改正をいたします。

第5条第1項中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

第10条第1項中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改める。

同条第2項4号中「第14条」を「第22条」に改める。

今回の条例の改正でございますが、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部が令和5年6月14日に改正をされ、同年12月13日に施行をされました。

特措法の改正の主な内容は、空き家の所有者の責務の強化や、空家等活用促進区域を定めることなどができるなど、幾つか新設追加されたものがございましたので、八代市空家等の適正な管理に関する条例で改正されました特措法に併せて対応している条項の改正をいたします。つまり、法律の改正により条例に引用しております条項に条ずれが生じたので、これを整理するものでございます。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（堀 徹男君） 改正されたのは、ただその条文の名称とかというだけなんですかね。その改正された中身が知りたいなと思うんですけど、その辺、その資料とかないんですか。今、何が改正されたものかというのが分からないんですけど、これじゃ。

○理事兼住宅課長（早木浩二君） この特措法の改正の中身でございますけども、特措法の中で、空き家の管理、それから活用の措置などに関することですね、これが新たに設けられた、新設をされたということでございます。

具体的にはですね、13条で管理不全空家の指定と創設、それから14条で相続財産清算人の申立人として、市区町村長がこれを申立てをすることができると。

それから、第15条についてはですね、空き家の所有者に助言等を行うこと。

それから、第16条に空家等活用促進地域内の空き家について必要な措置が取れると。

それから、空家等活用促進地域内の空き家については、国、県が許可処分を配慮するということですね。

それから、あと3点ほどございますが、住宅

供給公社が市町村からの委託に基づいて空き家等の管理ができる。

それから、独立行政法人都市再生機構が必要な調査等業務ができる。

それから、住宅支援機構が資金の融通などの援助ができるということがですね、これらのことが新設をされたんですけれども、八代市空家等の適正な管理に関する条例の一部改正につきましてはですね、該当しておるのが3か所ですね、3か所ということで、その条項の部分を変えということになります。

すいません、ちょっと説明が複雑で申し訳ないんですけども、そういうことでございます。

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。

○委員（堀 徹男君） できればですよ、比較対照表みたいな資料とかですね、添付していただいて、何がどう変わっているのかというのを審議する場なので、ただ、これだけの条文で出されてもですね、変わりましたよという説明だけじゃちょっとなかなか説明が足りないと思うんですね。

○住宅課空家対策係長（村上博隆君） 住宅課、村上でございます。

今回、空家等の管理条例ですけれども、該当する部分がですね、空き家対策計画、それと、空家対策協議会、それと、特定空家等に関するものの条項があります。こちらがですね、そのまま説明している部分が、法律のところ書いてあるんですけども、そちらがずれたことによるその3つの部分だけが条づれ行いをいたしました。

先ほど早木課長が申しましたけれども、今回の法律の改正案ですけれども、所有者の責務強化、国・自治体の施策に努力する努力義務に関しましては、もう既に条例のほうにはうたっておりますので、特に改正する必要はないと。

あと、管理不全空家というものが今回新設されました。特定空家だけだったんですけども、

管理不全空家が新設されました。ただ、こちらに関しても、条例のほうで特に必要な改正はありませんでした。

そのほかは、先ほど言いました相続財産清算人のことですか、支援法人ですか、そのほか対応が、国として、所有者に下さいよという部分がちょっと増えましたので、今回の法律の改正が主な内容のものとなっております。

また、先ほど言いましたように、条例の改正につきましては、条がずれた部分ですので、そちらだけを改正したというものになります。

以上です。（委員堀徹男君「分かりました」と呼ぶ）

○委員長（橋本幸一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

○委員（堀 徹男君） 今の説明なんですけど、皆さんはですね、それ中身全て御存じだから、条づれしただけですよっておっしゃるだけでいいんでしょうけど、我々はですね、中身全て知っているわけじゃないんですよ。できれば。

○委員長（橋本幸一君） ちょっと小会して。

（午後2時18分 小会）

（午後2時19分 本会）

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

○委員（堀 徹男君） もう少しですね、説明に関しては、丁寧な説明を心がけていただきたいということで、今の条文改正に関する件ですけども、資料をですね、ぜひ後で、委員会で結構です、出していただけないかなと委員長から、お願いしたいと思います。

○委員長（橋本幸一君） ただいま堀委員から、ただいまの条例について、資料請求の申出

がありました。

お諮りいたします。

本委員会として、資料を請求することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、後でよろしくお願ひいたします。

ほかに意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第33号・八代市空家等の適正な管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

（午後2時20分 小会）

（午後2時21分 本会）

◎議案第34号・八代市手数料条例の一部改正について

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

次に、議案第34号・八代市手数料条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○建築指導課長（豊田浩市郎君） 建築指導課の豊田でございます。よろしくお願ひします。

議案第34号・八代市手数料条例の一部改正について御説明させていただきます。

着座にて説明させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○建築指導課長（豊田浩市郎君） それでは、議案書71ページをお願いします。

提案理由について御説明いたします。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する

法律、及び同法施行令の題名の改正に伴い、引用する当該法令の題名を整理する必要があることから、八代市手数料条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、資料の3ページをお願いします。

改正の内容について御説明いたします。

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」が「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」が「建築物のエネルギー消費性能向上等に関する法律施行令」に改正されます。

具体的には、資料の4ページから7ページに添付しております八代市手数料条例別表16から19の備考に記載しております法令の題名を改正後の題名に改正するものです。

最後に、条例改正の施行日でございますが、法令改正の施行日と同日とし、令和6年4月1日を施行日としております。

なお、県内の特定行政庁と統一した内容で改正を予定しているところでございます。

以上で説明を終わります。

御審議をよろしくお願ひします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（山本幸廣君） 改正の内容について旧と新の中で、その消費性能の向上の等、どういふのが考えられますか。

○建築指導課長（豊田浩市郎君） すいません、等がついた理由でございますけど、建築物——エネルギー消費性能の向上に関する法律、第1条に、建築物の再生エネルギー利用設備の設置の促進が追加されました。

従来は、建築物のみに限定されていましたが、太陽光パネル等の再生エネルギー設備の設置の促進を図るために拡大したことから等がつ

いております。

以上です。（委員山本幸廣君「オーケー、よろしいです」と呼ぶ）

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（山本幸廣君） ありません。

○委員長（橋本幸一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第34号・八代市手数料条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部は御退室ください。

以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

◎所管事務調査

- ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
- ・生活環境に関する諸問題の調査

○委員長（橋本幸一君） 次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査について何かござい

ませんか。

○委員（堀 徹男君） 12月にもう話が出たかと思うんです。管内調査等ってというのは、計画をどのように委員長お考えですか。

○委員長（橋本幸一君） 今ですね、5月頃という、めどにということで、今、担当部署に伺い立てているんですが、先ほどの解体、衛生処理センターかな、それと中北の部分をもって考えていたんですが、中北については、まだちょっと危険性、アスベストとか、ああいう有害物質等の作業もまだ進んでないちゅうことで、それについては、まだ行かないほうがいいということでございましたので、ほかに何かあれば、5月、6月の定例会前あたりに計画したいなという予定は立ててたんですが、何か皆さんから希望があれば。

○委員（山本幸廣君） 委員長、よければエコエイトのその後の、今日も出たように。

○委員長（橋本幸一君） エコエイトの。

○委員（山本幸廣君） エコエイトのほうばすっですたい。解体のほうはそういう状況かもしれんですし。

○委員長（橋本幸一君） 状況次第ですね、じゃあエコエイトはですね。

○委員（山本幸廣君） エコエイトも、そっちんほうがよわなかるか。

○委員（堀 徹男君） エコエイトというか、清掃センターですか、中北の清掃センターでしょう。

○委員長（橋本幸一君） いやいや。

○委員（堀 徹男君） エコエイトは新しかほうでしょう。

○委員長（橋本幸一君） エコエイトは新しかほうの、今ほら指摘があったからあの辺等のの。

○委員（山本幸廣君） そこ行ったらどやんですか。

○委員長（橋本幸一君） まだあそこはこのメ

ンバーで行ったことないけんですたいね。

○委員（山本幸廣君） そうそう、そうそう、このメンバーではなかなか。

○委員（堀 徹男君） 水処理センターと衛生センターで3か所はできるんじゃないですか。

○委員長（橋本幸一君） じゃあ今の3か所を計画してみましようか。

○委員（堀 徹男君） バイオマス発電所なんていうのは民間ですけど、行けないんですかね。今、港に造ってあるやつとかですね。

○委員長（橋本幸一君） ちょっとそれは確認してみます。

○委員（山本幸廣君） 行かれんこつはなか。

○委員（堀 徹男君） たしか環境課の範疇じゃないですかね、あのバイオマス発電所は。

○委員長（橋本幸一君） そこはちょっと確認してみます。

○委員（田方芳信君） あそこはオープンしとつとですかね。

○委員長（橋本幸一君） たしかしよつとじゃなかな。

○委員（田方芳信君） 結構太かですもんね。

○委員（山本幸廣君） たまにや下水道もようなかっか。今回、農収と一緒にあったけんでから。現場の視察ぐらいは。

○委員長（橋本幸一君） 下水道。下水道…。

○委員（山本幸廣君） 八代地域、鏡地域どっちか、どこでんよかけんでから。

○委員長（橋本幸一君） なら1日かけて。

○委員（田方芳信君） その辺なら。

○委員（山本幸廣君） その周辺でよかったい。

○委員長（橋本幸一君） 半日じゃなくて、1日かけてということで計画しとつてよかですか。じゃあもし可能ならば。処理センターですたい。もしあまりにもちょっとハード過ぎるごたるならば、どれか一つ外せばよかですかね。

○委員（堀 徹男君） もうそこは委員長、副委員長でコースは。

○委員長（橋本幸一君） じゃあその中で、5月の中旬。

○委員（山本幸廣君） 中旬ぐらいまでにしとかんばあかんじえ。

○委員長（橋本幸一君） そこに計画はしようと思います。

○委員（堀 徹男君） 下旬はもう6月議会がね。

○委員長（橋本幸一君） 5月の。だけん6月前でないと。ちょっと……。じゃあ、それで5月の中旬ぐらいに計画を立てさせてもらいます。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上で所管事務調査2件についての調査を終了いたします。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

当委員会の所管事務調査2件については、なお調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、建設環境委員会を散会いたします。

（午後2時29分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和6年3月18日

建設環境委員会

委 員 長